

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例（※）（総務課取扱い） 2
- 鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（※）
（総務課取扱い） 3
- 鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 4
- 鹿児島県職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与等に関する条例の一部
を改正する条例（※）（人事課取扱い） 41
- 鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 42
- 鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（※）
（人事課取扱い） 43
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 45
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）（財政課取扱い） 49
- かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）
（青少年男女共同参画課取扱い） 53
- 鹿児島県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例（※）（青少年男女共同参画課取扱い） 59
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の
一部を改正する条例（※）（デジタル推進課取扱い） 59
- 鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例（※）（文化振興課取扱い） 59
- 鹿児島県みんなの森づくり県民税基金条例（※）（環境林務課取扱い） 60
- 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する
条例（※）（環境保全課取扱い） 61
- 鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例（※）（社会福祉課取扱い） 75
- 鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（※）
（子育て支援課取扱い） 75

- 鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例（※）
（産業立地課取扱い） 76
- 大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例（※）（農政課取扱い） 76
- 鹿児島県都市公園条例の一部を改正する条例（※）（都市計画課取扱い） 76
- 鹿児島県学校職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例（※）（教職員課取扱い） 77
- 鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（※）
（教職員課取扱い） 111
- 鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（※）（教職員課取扱い） 112
- 鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）
（社会教育課取扱い） 112
- 鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）
（社会教育課取扱い） 114
- 鹿児島県監査委員条例の一部を改正する条例（※）（監査委員事務局取扱い） 114
- 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例（※）
（警務課取扱い） 114
- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（※）
（県立病院課取扱い） 145
- 鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（※）
（県立病院課取扱い） 146

条 例

鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第10号

鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 9 年鹿児島県条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に，「旅費法」を「旧旅費法」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 11 号

鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項の表第 38 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 48 条において」を削る。

第 31 条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 32 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 38 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 39 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 47 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 48 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条第 10 項の改正規定（「以下」を「第 12 条第 5 項において」に改める部分に限る。）、第 12 条第 5 項の改正規定（「及び第 29 条」を削る部分に限る。）並びに第 17 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項第 1 号ア、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 31 条第 2 項、第 32 条第 3 項、第 38 条第 1 項及び第 2 項、第 39 条第 3 項、第 47 条並びに第 48 条の改正規定 公布の日

(2) 第 2 条第 10 項の改正規定（「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める部分に限る。）及び第 12 条第 5 項の改正規定（同項の表第 38 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を

「第 2 条第 10 項」に改める部分に限る。） 令和 7 年 4 月 1 日

(3) 第 53 条から第 55 条までの改正規定及び次項の規定 令和 7 年 6 月 1 日

2 前項第 3 号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 12 号

鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和 26 年鹿児島県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 9 項中「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に、「行政職給料表」を「海事職給料表」に、「7 級」を「6 級」に、「及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして知事が人事委員会と協議して定める職員」を「、医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び医療職給料表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの」に改め、同条第 10 項を次のように改める。

10 次に掲げる職員の第 8 項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて知事が人事委員会と協議して定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55 歳（知事が人事委員会と協議して定める職員にあつては、56 歳以上の年齢で知事が人事委員会と協議して定めるもの）に達した日以後における最初の 4 月 1 日以後在職している職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして知事が人事委員会と協議して定める職員

第 9 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次項第 2 号から第 5 号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第 3 項において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行政職 9 級職員等」という。）」を削り、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行政職 8 級職員等」という。）」及び「、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）につ

いては 1 人につき 10,000 円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、知事が人事委員会と協議して定める。

第 10 条を次のように改める。

第 10 条 削除

第 10 条の 2 第 2 項第 3 号中「100 分の 15」を「100 分の 12」に改め、同項第 4 号中「100 分の 12」を「100 分の 8」に改め、同項第 5 号中「100 分の 10」を「100 分の 4」に改め、同項第 6 号及び第 7 号を削る。

第 10 条の 5 第 1 項第 3 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第 11 条第 1 項第 1 号中「有料の道路（以下この項から第 3 項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第 2 項第 1 号中「この号及び次項」を「次項及び第 5 項」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第 3 号中「（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第 3 項中「（第 1 号及び次項）」を「（第 1 号、次項及び第 5 項）」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第 1 号を次のように改める。

- (1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第 5 項において「特別料金等相当額」という。）

第 11 条第 4 項中「国家公務員、他の地方公共団体の職員その他知事が人事委員会と協議して定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第 8 項を第 9 項とし、第 5 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額）、第 2 項第 2 号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が 2 以上ある場合においては、その合計額）の合計額が 15 万円を超える職員の通勤手当の額は、前 3 項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15 万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第 11 条の 2 第 3 項中「国家公務員、他の地方公共団体の職員その他知事が人事委員会と協議して定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して知事が人

事委員会と協議して定める職員に限る。）」を削る。

第16条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して知事が人事委員会と協議して定める勤務をした管理監督職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して知事が人事委員会と協議して定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第16条の4第1項中「から第10条まで、第10条の3、第10条の5、第13条及び第13条の2」を「及び第9条」に改める。

附則に次の1項を加える。

22 知事が人事委員会と協議して定める職員について、第5条第2項の規定により号給を決定する場合において、任用の事情等を考慮して必要があると認められるときは、その者の受ける給料月額のほか、知事が人事委員会と協議して定める額を給料として支給することができる。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,400	231,200	266,700	300,300	322,900	357,000	410,400	460,600	512,800
	2	185,500	232,700	267,700	301,800	324,700	358,700	412,300	466,200	519,700
	3	186,700	234,200	268,700	303,300	326,600	360,300	414,200	471,200	525,000
	4	187,900	235,700	269,700	304,700	328,300	361,900	416,000	475,900	529,300
	5	189,000	237,200	270,700	306,200	330,000	363,500	417,800	479,900	532,800
	6	190,700	238,700	271,700	307,300	331,700	365,400	419,600	483,500	536,100
	7	192,300	240,200	272,700	308,300	333,400	366,900	421,400	486,500	539,100
	8	193,900	241,700	273,700	309,500	335,100	368,500	423,200	489,000	541,600
	9	195,500	243,200	274,700	310,700	336,700	369,900	424,900	491,000	543,700
	10	197,200	244,600	275,700	312,300	338,400	371,500	426,400		
	11	198,800	246,000	276,700	313,900	340,100	373,100	427,900		
	12	200,400	247,500	277,800	315,500	341,700	374,600	429,400		
	13	202,000	248,700	278,800	317,000	343,200	376,500	430,900		
	14	203,700	249,900	280,100	318,600	344,800	378,400	432,200		
	15	205,400	251,100	281,400	320,200	346,500	380,300	433,500		
	16	207,200	252,300	282,600	321,800	348,000	382,100	434,700		
	17	208,500	253,400	283,900	323,300	349,400	383,600	435,900		
	18	210,100	254,500	285,200	325,000	351,100	385,500	437,200		
	19	211,700	255,600	286,500	326,700	352,700	387,200	438,500		
	20	213,200	256,700	287,700	328,300	354,300	388,800	439,700		
	21	214,700	257,700	288,800	329,700	355,500	390,500	440,900		
	22	216,300	258,700	290,000	331,400	357,000	391,900	441,700		
	23	217,900	259,700	291,300	333,100	358,500	393,300	442,500		
	24	219,500	260,700	292,600	334,700	360,000	394,700	443,300		
	25	221,100	261,700	293,900	335,900	361,700	396,100	444,000		
	26	222,800	262,600	294,900	337,800	363,500	397,300	444,600		
	27	224,100	263,500	295,900	339,500	365,300	398,500	445,200		
	28	225,400	264,400	297,000	341,100	367,000	399,500	445,800		
	29	226,800	265,200	298,100	342,600	368,400	400,600	446,500		
	30	227,900	266,000	299,300	344,200	369,700	401,800	447,300		
	31	229,000	266,900	300,400	345,900	370,900	402,900	447,700		
	32	230,100	267,700	301,600	347,500	372,300	404,100	448,400		
	33	231,200	268,400	302,800	349,200	373,400	404,800	448,900		
	34	232,300	269,200	304,100	351,000	374,300	405,500	449,300		
	35	233,400	270,000	305,400	352,800	375,300	406,200	449,700		
	36	234,500	270,700	306,800	354,600	376,400	406,900	450,100		
	37	235,600	271,400	308,100	356,100	377,200	407,500	450,500		
	38	236,600	272,200	309,400	357,500	378,100	408,100	450,900		
	39	237,600	273,000	310,700	358,900	379,000	408,600	451,300		
	40	238,500	273,700	312,000	360,300	379,800	409,000	451,600		
	41	239,400	274,400	313,300	361,800	380,600	409,400	451,900		
	42	240,300	275,200	314,600	362,600	381,400	409,600	452,300		
	43	241,100	276,000	315,900	363,600	382,200	409,900	452,600		
	44	241,900	276,700	317,000	364,700	382,900	410,200	452,900		

	45	242, 600	277, 400	317, 900	365, 600	383, 600	410, 500	453, 200		
	46	243, 200	278, 100	319, 200	366, 700	384, 400	410, 800			
	47	243, 800	278, 800	320, 500	367, 600	385, 100	411, 100			
	48	244, 400	279, 500	321, 800	368, 600	385, 800	411, 400			
	49	245, 000	280, 200	323, 000	369, 500	386, 300	411, 600			
	50	245, 600	280, 900	324, 300	370, 200	386, 900	411, 900			
	51	246, 200	281, 600	325, 600	370, 900	387, 500	412, 200			
	52	246, 800	282, 300	326, 800	371, 500	388, 200	412, 500			
	53	247, 300	282, 900	328, 100	371, 900	388, 600	412, 700			
	54	247, 700	283, 600	329, 200	372, 500	389, 200	413, 000			
	55	248, 000	284, 200	330, 300	373, 200	389, 800	413, 300			
	56	248, 300	284, 900	331, 400	373, 900	390, 300	413, 600			
	57	248, 600	285, 500	332, 100	374, 200	390, 700	413, 800			
	58	248, 900	286, 300	333, 000	374, 900	391, 300	414, 100			
	59	249, 200	286, 900	333, 700	375, 600	391, 900	414, 400			
	60	249, 500	287, 600	334, 500	376, 200	392, 400	414, 600			
	61	249, 800	288, 200	335, 300	376, 500	392, 800	414, 800			
	62	250, 100	288, 900	335, 700	377, 000	393, 300	415, 100			
	63	250, 400	289, 500	336, 300	377, 600	393, 800	415, 400			
	64	250, 700	290, 000	337, 000	378, 200	394, 400	415, 600			
	65	251, 000	290, 500	337, 800	378, 500	394, 700	415, 800			
	66	251, 300	291, 100	338, 500	379, 100	395, 100	416, 100			
	67	251, 600	291, 600	339, 200	379, 800	395, 500	416, 400			
	68	251, 900	292, 200	339, 800	380, 400	395, 900	416, 600			
	69	252, 200	292, 700	340, 300	380, 800	396, 200	416, 800			
	70	252, 500	293, 200	340, 900	381, 300	396, 500	417, 100			
	71	252, 800	293, 800	341, 400	381, 900	396, 800	417, 400			
	72	253, 100	294, 400	342, 000	382, 400	397, 000	417, 600			
	73	253, 400	294, 900	342, 300	382, 900	397, 200	417, 800			
	74	253, 700	295, 400	342, 800	383, 500	397, 500				
	75	254, 000	295, 800	343, 200	384, 000	397, 800				
	76	254, 300	296, 100	343, 600	384, 400	398, 000				
	77	254, 600	296, 300	344, 000	384, 800	398, 200				
	78	254, 900	296, 600	344, 500	385, 300	398, 500				
	79	255, 200	296, 800	345, 100	385, 700	398, 800				
	80	255, 500	297, 100	345, 600	386, 100	399, 000				
	81	255, 800	297, 300	345, 900	386, 500	399, 200				
	82	256, 100	297, 500	346, 300	387, 000	399, 500				
	83	256, 400	297, 800	346, 700	387, 400	399, 800				
	84	256, 700	298, 000	347, 100	387, 800	400, 000				
	85	257, 000	298, 300	347, 400	388, 100	400, 200				
	86	257, 300	298, 600	347, 800						
	87	257, 600	298, 900	348, 200						
	88	257, 900	299, 200	348, 600						
	89	258, 200	299, 500	348, 800						
	90	258, 500	299, 800	349, 200						
	91	258, 800	300, 100	349, 600						
	92	259, 100	300, 500	350, 000						

	93	259,400	300,700	350,200						
	94		300,900	350,600						
	95		301,200	351,000						
	96		301,600	351,300						
	97		301,800	351,600						
	98		302,100	352,000						
	99		302,500	352,400						
	100		302,900	352,800						
	101		303,100	353,300						
	102		303,400	353,700						
	103		303,700	354,100						
	104		304,000	354,500						
	105		304,200	355,000						
	106		304,500	355,400						
	107		304,800	355,700						
	108		305,100	356,000						
	109		305,300	356,500						
	110		305,800							
	111		306,200							
	112		306,500							
	113		306,700							
	114		306,900							
	115		307,200							
	116		307,600							
	117		307,800							
	118		308,000							
	119		308,300							
	120		308,600							
	121		309,000							
	122		309,200							
	123		309,500							
	124		309,800							
	125		310,100							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		193,000	220,600	261,300	281,100	296,400	322,200	364,500	398,200	450,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2（第 4 条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	184,800	235,100	327,800	377,900	448,800
	2	185,900	239,400	329,800	379,300	458,700
	3	187,100	242,100	331,800	380,700	468,200
	4	188,300	244,800	333,800	382,100	478,100
	5	189,400	247,500	335,600	383,500	487,800
	6	191,500	249,100	337,600	385,000	497,600
	7	193,600	250,600	339,500	386,400	506,600
	8	195,700	252,100	341,400	387,800	514,500
	9	197,800	253,600	343,200	389,200	522,400
	10	199,800	255,700	344,800	390,700	529,500
	11	201,800	257,800	346,500	392,100	534,800
	12	203,800	259,800	348,100	393,500	539,300
	13	205,800	261,800	349,700	394,900	542,400
	14	207,800	264,100	350,700	396,400	544,400
	15	209,700	266,500	351,700	397,900	
	16	211,500	268,700	352,700	399,400	
	17	213,200	270,900	353,800	400,900	
	18	215,000	273,300	355,100	402,500	
	19	216,800	275,700	356,300	404,200	
	20	218,600	278,100	357,500	405,900	
	21	220,400	280,400	358,700	407,100	
	22	222,200	282,500	359,800	408,500	
	23	223,900	284,600	360,900	409,900	
	24	225,600	286,700	362,000	411,200	
	25	227,400	288,700	363,100	412,500	
	26	229,500	290,600	364,100	413,800	
	27	231,400	292,500	365,200	415,300	
	28	233,300	294,400	366,200	416,800	
	29	235,200	296,300	367,100	418,000	
	30	236,300	297,800	368,000	419,200	
	31	237,400	299,300	368,800	420,800	
	32	238,500	300,800	369,600	422,300	
	33	239,900	302,300	370,300	423,600	
	34	241,400	303,800	371,100	425,100	
	35	242,900	305,300	371,900	426,500	
	36	244,400	306,800	372,700	427,900	
	37	245,900	308,200	373,500	429,300	
	38	247,600	309,100	374,300	430,700	
	39	249,200	310,000	375,100	432,100	
	40	250,800	310,900	375,900	433,500	
	41	252,400	311,700	376,700	434,600	
	42	253,900	312,200	378,000	435,900	
	43	255,400	312,700	379,300	437,300	
	44	256,900	313,200	380,500	438,600	

45	258, 400	313, 700	381, 200	439, 400
46	259, 700	314, 200	382, 200	440, 200
47	260, 900	314, 700	383, 000	441, 100
48	262, 100	315, 200	383, 700	442, 000
49	263, 300	315, 600	384, 500	442, 800
50	264, 400	316, 100	385, 200	443, 700
51	265, 500	316, 600	385, 900	444, 300
52	266, 700	317, 100	386, 600	445, 100
53	267, 800	317, 500	387, 200	445, 500
54	268, 900	318, 000	387, 900	446, 100
55	269, 900	318, 400	388, 700	446, 600
56	270, 900	318, 800	389, 500	447, 100
57	271, 900	319, 200	390, 100	447, 600
58	272, 600	319, 600	390, 900	
59	273, 200	320, 000	391, 600	
60	273, 800	320, 400	392, 300	
61	274, 400	320, 800	392, 900	
62	275, 000	321, 400	393, 600	
63	275, 600	322, 000	394, 300	
64	276, 200	322, 600	395, 000	
65	276, 800	323, 100	395, 700	
66	277, 400	323, 700	396, 300	
67	278, 000	324, 300	396, 900	
68	278, 600	324, 900	397, 600	
69	279, 200	325, 500	398, 300	
70	279, 900	326, 100	398, 800	
71	280, 600	326, 700	399, 400	
72	281, 300	327, 300	400, 000	
73	281, 900	327, 800	400, 500	
74	282, 600	328, 500	401, 100	
75	283, 300	329, 200	401, 700	
76	284, 000	329, 900	402, 200	
77	284, 600	330, 600	402, 700	
78	285, 300	331, 300	403, 200	
79	286, 100	332, 000	403, 700	
80	286, 700	332, 700	404, 500	
81	287, 300	333, 400	404, 900	
82	288, 000	334, 200		
83	288, 700	334, 900		
84	289, 300	335, 500		
85	289, 900	336, 000		
86	290, 600	336, 500		
87	291, 300	336, 900		
88	291, 900	337, 300		
89	292, 500	337, 600		
90	293, 200	338, 100		
91	293, 900	338, 500		
92	294, 500	338, 900		

	93	295, 100	339, 200			
	94	295, 800	339, 600			
	95	296, 400	340, 000			
	96	297, 000	340, 400			
	97	297, 300	340, 900			
	98	297, 900	341, 400			
	99	298, 500	341, 900			
	100	299, 000	342, 400			
	101	299, 500	342, 900			
	102	299, 900	343, 400			
	103	300, 300	343, 900			
	104	300, 700	344, 400			
	105	301, 100	344, 800			
	106	301, 600	345, 300			
	107	302, 100	345, 800			
	108	302, 400	346, 200			
	109	302, 600	346, 700			
	110	303, 000	347, 100			
	111	303, 300	347, 500			
	112	303, 500	347, 900			
	113	303, 800	348, 400			
	114	304, 100	348, 800			
	115	304, 400	349, 200			
	116	304, 700	349, 600			
	117	305, 000	350, 100			
	118	305, 300	350, 500			
	119	305, 600	350, 900			
	120	305, 900	351, 300			
	121	306, 200	351, 700			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円 222, 900	基 準 給料月額 円 264, 900	基 準 給料月額 円 290, 100	基 準 給料月額 円 333, 100	基 準 給料月額 円 392, 600

備考 この表は、試験場、研究所等で知事の指定するものに勤務する職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

別表第 3（第 4 条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	292,900	402,300	457,400	552,600
	2	295,200	405,100	459,400	558,700
	3	297,500	407,700	461,300	564,100
	4	299,700	410,200	463,300	569,000
	5	301,800	412,600	464,700	573,400
	6	305,300	414,800	466,500	577,700
	7	308,900	416,900	468,300	581,300
	8	312,300	419,000	470,100	584,400
	9	315,700	421,100	471,900	586,900
	10	319,200	422,600	473,700	589,200
	11	322,600	424,200	475,500	
	12	326,100	425,700	477,300	
	13	329,500	427,100	479,100	
	14	333,000	428,600	480,900	
	15	336,400	430,100	482,700	
	16	339,800	431,500	484,600	
	17	343,200	432,900	486,400	
	18	346,400	434,400	488,300	
	19	349,500	435,900	490,200	
	20	352,600	437,300	492,100	
	21	355,800	438,700	494,000	
	22	358,900	440,200	495,700	
	23	362,000	441,700	497,500	
	24	365,100	443,100	499,300	
	25	368,100	444,600	500,900	
	26	370,400	446,000	502,800	
	27	372,700	447,400	504,600	
	28	374,900	448,800	506,200	
	29	376,800	450,200	507,600	
	30	378,500	451,600	509,300	
	31	380,200	453,000	511,100	
	32	382,000	454,400	512,800	
	33	383,800	455,800	514,300	
	34	385,700	457,200	515,600	
	35	387,300	458,600	516,900	
	36	388,700	460,000	518,200	
	37	390,100	461,400	519,200	
	38	391,600	463,200	520,500	
	39	393,100	464,800	521,800	
	40	394,600	466,400	523,200	
	41	396,100	468,000	524,200	
	42	396,800	469,200	525,000	
	43	397,400	470,400	525,800	

	44	398, 100	471, 500	526, 600	
	45	399, 000	472, 500	527, 500	
	46	399, 600	473, 500	528, 300	
	47	400, 200	474, 400	529, 100	
	48	400, 800	475, 200	529, 800	
	49	401, 400	475, 900	530, 600	
	50	401, 900	476, 600	531, 400	
	51	402, 400	477, 300	532, 100	
	52	402, 900	477, 900	533, 000	
	53	403, 400	478, 600	533, 900	
	54	403, 800	479, 300	534, 700	
	55	404, 300	479, 900	535, 600	
	56	404, 700	480, 500	536, 500	
	57	405, 100	480, 800	537, 300	
	58	405, 500	481, 400	538, 200	
	59	405, 900	482, 100	539, 100	
	60	406, 300	482, 900	539, 800	
	61	406, 700	483, 300	540, 600	
	62	407, 100	483, 900	541, 500	
	63	407, 500	484, 600	542, 500	
	64	407, 900	485, 300	543, 400	
	65	408, 200	485, 700	544, 200	
	66		486, 300	545, 100	
	67		486, 900	546, 000	
	68		487, 400	546, 900	
	69		487, 900	547, 700	
	70		488, 400	548, 600	
	71		488, 900	549, 500	
	72		489, 400	550, 400	
	73		489, 800	551, 200	
	74		490, 300		
	75		490, 700		
	76		491, 200		
	77		491, 700		
	78		492, 300		
	79		492, 900		
	80		493, 300		
	81		493, 800		
	82		494, 400		
	83		495, 000		
	84		495, 500		
	85		496, 000		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 303, 200	円 346, 200	円 401, 500	円 475, 700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,600	228,600	264,300	283,200	316,600	362,500	417,100
	2	191,700	229,900	265,100	284,000	318,000	364,200	419,000
	3	193,800	231,200	265,900	284,800	319,400	365,900	420,900
	4	195,900	232,500	266,800	285,500	320,800	367,500	422,700
	5	197,900	233,700	267,600	286,300	322,200	369,100	424,600
	6	199,900	234,800	268,400	287,000	323,800	370,700	426,200
	7	201,900	235,800	269,200	287,700	325,400	372,300	427,800
	8	203,700	236,800	270,000	288,500	326,900	373,900	429,300
	9	205,500	237,900	270,800	289,300	328,400	375,500	430,800
	10	207,500	239,100	271,600	290,100	330,000	377,500	432,100
	11	209,400	240,400	272,400	290,900	331,500	379,500	433,400
	12	211,500	241,700	273,200	291,600	333,000	381,500	434,700
	13	213,200	243,000	274,000	292,300	334,500	382,900	436,000
	14	215,200	244,300	274,800	293,400	336,100	384,700	437,200
	15	217,400	245,600	275,600	294,500	337,600	386,400	438,400
	16	219,500	246,900	276,400	295,700	339,100	388,100	439,500
	17	221,600	248,100	277,200	296,900	340,600	389,800	440,700
	18	222,700	249,300	278,000	298,100	342,200	391,300	441,800
	19	223,800	250,500	278,800	299,300	343,800	392,800	443,000
	20	224,900	251,700	279,600	300,500	345,400	394,300	444,300
	21	226,000	252,800	280,400	301,700	346,700	395,600	445,400
	22	227,000	253,700	281,300	302,900	348,200	396,900	446,200
	23	227,900	254,500	282,200	304,100	349,700	398,200	446,600
	24	228,800	255,300	283,000	305,300	351,200	399,300	447,300
	25	229,700	256,100	283,800	306,600	352,700	400,400	447,800
	26	230,600	256,900	284,700	307,800	354,200	401,500	448,200
	27	231,500	257,700	285,600	308,900	355,700	402,600	448,600
	28	232,400	258,500	286,500	310,100	357,100	403,700	449,000
	29	233,300	259,300	287,300	311,400	358,500	404,600	449,400
	30	234,200	260,100	288,400	312,600	360,100	405,400	449,800
	31	235,100	260,900	289,400	313,800	361,600	406,200	450,200
	32	236,000	261,700	290,400	315,000	363,100	407,000	450,500
	33	236,800	262,500	291,400	316,200	364,300	407,400	450,800
	34	237,600	263,300	292,500	317,300	365,500	408,000	451,200
	35	238,400	264,000	293,500	318,500	366,700	408,500	451,500
	36	239,200	264,800	294,500	319,700	367,800	408,900	451,800
	37	240,000	265,700	295,500	320,900	368,800	409,300	452,100
	38	240,800	266,600	296,500	322,200	369,600	409,500	
	39	241,600	267,400	297,500	323,500	370,600	409,800	
	40	242,400	268,200	298,500	324,700	371,700	410,100	
	41	243,000	269,000	299,500	325,700	372,700	410,400	
	42	243,600	269,800	300,700	326,900	373,700	410,700	
	43	244,200	270,600	301,800	328,100	374,700	411,000	
	44	244,700	271,400	302,900	329,300	375,600	411,300	

45	245, 200	272, 100	304, 000	330, 400	376, 400	411, 500
46	245, 800	272, 900	305, 100	331, 400	377, 200	411, 800
47	246, 400	273, 700	306, 300	332, 400	378, 100	412, 100
48	246, 800	274, 500	307, 400	333, 300	378, 900	412, 400
49	247, 200	275, 200	308, 500	334, 200	379, 400	412, 600
50	247, 700	276, 000	309, 600	335, 200	380, 200	412, 900
51	248, 200	276, 700	310, 700	336, 200	381, 000	413, 200
52	248, 700	277, 400	311, 800	337, 100	381, 800	413, 500
53	249, 000	278, 100	312, 800	337, 600	382, 200	413, 700
54	249, 300	278, 800	313, 800	338, 500	382, 900	
55	249, 600	279, 500	314, 800	339, 200	383, 600	
56	249, 900	280, 200	315, 800	340, 100	384, 200	
57	250, 200	280, 900	316, 800	340, 800	384, 700	
58	250, 500	281, 600	317, 800	341, 100	385, 200	
59	250, 800	282, 300	318, 800	341, 600	385, 800	
60	251, 100	282, 900	319, 700	342, 200	386, 400	
61	251, 400	283, 500	320, 600	342, 800	386, 800	
62	251, 700	284, 200	321, 400	343, 500	387, 300	
63	252, 000	284, 900	322, 100	344, 200	387, 800	
64	252, 300	285, 500	322, 800	344, 800	388, 300	
65	252, 600	286, 200	323, 400	345, 600	388, 900	
66	252, 900	286, 900	324, 100	346, 100	389, 400	
67	253, 200	287, 600	324, 700	346, 700	390, 000	
68	253, 500	288, 200	325, 400	347, 300	390, 600	
69	253, 800	288, 800	326, 000	347, 600	391, 100	
70	254, 100	289, 500	326, 200	348, 200	391, 600	
71	254, 400	290, 200	326, 700	348, 700	392, 100	
72	254, 600	290, 800	327, 200	349, 200	392, 600	
73	254, 800	291, 400	327, 800	349, 700	392, 900	
74	255, 100	291, 900	328, 300	350, 200	393, 400	
75	255, 400	292, 300	328, 800	350, 700	393, 800	
76	255, 600	292, 700	329, 200	351, 100	394, 200	
77	255, 800	293, 100	329, 800	351, 400	394, 600	
78	256, 100	293, 400	330, 300	351, 700		
79	256, 400	293, 700	330, 700	351, 900		
80	256, 600	294, 000	331, 200	352, 200		
81	256, 800	294, 300	331, 700	352, 700		
82	257, 100	294, 600	332, 100	353, 000		
83	257, 400	294, 900	332, 300	353, 300		
84	257, 600	295, 200	332, 600	353, 600		
85	257, 800	295, 400	333, 000	354, 000		
86		295, 600	333, 400	354, 300		
87		295, 800	333, 700	354, 600		
88		296, 000	334, 000	354, 900		
89		296, 400	334, 300	355, 300		
90		296, 600	334, 500	355, 600		
91		296, 800	334, 900	355, 900		
92		297, 000	335, 200	356, 200		

	93		297,400	335,400	356,500			
	94		297,600	335,700	356,900			
	95		297,800	336,000	357,300			
	96		298,100	336,300	357,700			
	97		298,400	336,500	358,200			
	98		298,600	336,800	358,600			
	99		298,800	337,100	359,000			
	100		299,100	337,300	359,400			
	101		299,400	337,500	359,900			
	102		299,600	337,700				
	103		299,800	338,100				
	104		300,100	338,300				
	105		300,400	338,500				
	106			338,900				
	107			339,300				
	108			339,700				
	109			339,900				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		194,000	220,700	249,400	263,000	288,800	330,100	372,900

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務 の 級 の 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	208,800	241,800	283,200	296,700	320,900	363,800
	2	210,700	244,000	283,700	297,300	321,900	365,600
	3	212,500	246,200	284,200	297,900	322,900	367,300
	4	214,200	248,500	284,700	298,400	323,900	369,000
	5	215,900	250,700	285,200	298,900	324,900	370,800
	6	217,800	251,700	285,700	299,500	326,200	372,800
	7	219,600	252,600	286,300	300,100	327,400	374,800
	8	221,300	253,500	286,800	300,600	328,600	376,800
	9	223,000	254,400	287,300	301,100	329,700	378,500
	10	225,000	255,600	287,800	301,700	330,900	380,600
	11	227,000	256,700	288,300	302,300	332,000	382,700
	12	228,900	257,600	288,800	302,800	333,100	384,800
	13	230,800	258,400	289,300	303,300	334,200	386,700
	14	232,800	259,100	289,800	304,000	335,400	388,300
	15	234,800	259,800	290,300	304,700	336,500	390,100
	16	236,800	260,700	290,800	305,400	337,600	391,900
	17	238,800	261,800	291,300	306,200	338,700	393,600
	18	240,800	262,900	291,800	307,100	339,900	395,300
	19	242,900	264,000	292,300	308,000	341,000	397,200
	20	244,900	265,100	292,800	308,900	342,100	398,900
	21	246,900	266,300	293,300	309,700	343,200	400,600
	22	248,100	267,400	293,800	310,600	344,400	402,300
	23	249,300	268,500	294,300	311,500	345,600	404,200
	24	250,400	269,600	294,800	312,400	346,700	405,900
	25	251,500	270,600	295,300	313,200	347,800	407,500
	26	252,400	271,700	295,900	314,100	349,100	409,200
	27	253,300	272,800	296,700	315,000	350,400	411,000
	28	254,200	273,800	297,500	315,900	351,700	412,800
	29	255,000	274,800	298,200	316,700	352,900	414,300
	30	255,800	275,500	299,000	317,800	354,400	415,800
	31	256,500	276,200	299,800	318,900	355,900	417,300
	32	257,200	276,900	300,600	320,000	357,400	418,600
	33	258,000	277,600	301,300	321,100	358,600	419,700
	34	258,800	278,200	302,100	322,200	360,100	420,800
	35	259,600	278,700	302,900	323,300	361,500	421,900
	36	260,300	279,200	303,600	324,400	362,900	423,100
	37	261,000	279,700	304,400	325,600	364,300	424,500
	38	261,900	280,300	305,200	326,800	365,400	425,600
	39	262,800	280,800	306,100	327,900	366,800	426,800
	40	263,600	281,300	306,900	329,000	368,100	427,900
	41	264,400	281,700	307,600	329,800	369,400	429,100
	42	265,300	282,200	308,600	330,900	370,800	430,100
	43	266,200	282,700	309,600	332,000	372,100	431,200
	44	267,000	283,200	310,500	333,000	373,400	432,300

45	267, 800	283, 700	311, 400	334, 000	374, 900	433, 300
46	268, 500	284, 200	312, 400	335, 000	376, 100	433, 800
47	269, 200	284, 700	313, 400	336, 000	377, 200	434, 400
48	269, 800	285, 200	314, 300	337, 000	378, 400	434, 800
49	270, 400	285, 700	315, 200	338, 200	379, 500	435, 400
50	270, 900	286, 300	316, 200	339, 500	380, 400	435, 900
51	271, 400	286, 800	317, 200	340, 700	381, 400	436, 300
52	271, 800	287, 300	318, 200	341, 900	382, 300	436, 800
53	272, 200	287, 800	319, 000	342, 800	382, 900	437, 300
54	272, 700	288, 300	320, 000	344, 000	383, 700	437, 700
55	273, 200	288, 800	321, 000	345, 200	384, 600	438, 000
56	273, 600	289, 300	321, 900	346, 500	385, 400	438, 300
57	274, 000	289, 800	322, 800	347, 500	386, 100	438, 700
58	274, 400	290, 600	323, 800	348, 400	386, 800	
59	274, 800	291, 400	324, 800	349, 500	387, 500	
60	275, 200	292, 100	325, 800	350, 700	388, 100	
61	275, 600	292, 800	326, 700	351, 800	388, 700	
62	276, 000	293, 700	327, 900	353, 000	389, 300	
63	276, 400	294, 600	329, 100	354, 200	390, 000	
64	276, 800	295, 400	330, 300	355, 200	390, 600	
65	277, 200	296, 200	331, 000	356, 200	391, 300	
66	277, 600	297, 100	332, 100	357, 200	391, 800	
67	278, 000	297, 900	333, 200	358, 300	392, 400	
68	278, 400	298, 700	334, 100	359, 400	392, 900	
69	278, 800	299, 500	335, 200	360, 200	393, 300	
70	279, 300	300, 400	335, 900	361, 300	393, 900	
71	279, 800	301, 300	337, 000	362, 400	394, 400	
72	280, 200	302, 200	338, 100	363, 400	394, 700	
73	280, 600	303, 100	339, 200	364, 100	395, 000	
74	281, 200	304, 000	340, 400	365, 000	395, 500	
75	281, 800	304, 900	341, 500	365, 800	395, 900	
76	282, 300	305, 900	342, 600	366, 500	396, 200	
77	282, 800	306, 700	343, 700	367, 100	396, 500	
78	283, 400	307, 700	344, 800	367, 600	397, 000	
79	284, 000	308, 700	345, 900	368, 100	397, 500	
80	284, 500	309, 600	347, 000	368, 600	397, 900	
81	285, 000	310, 100	347, 900	369, 200	398, 200	
82	285, 500	311, 000	348, 900	369, 700	398, 600	
83	286, 100	311, 900	349, 800	370, 200	399, 100	
84	286, 600	312, 700	350, 800	370, 700	399, 500	
85	287, 100	313, 500	351, 700	371, 100	399, 900	
86	287, 600	314, 500	352, 500	371, 500		
87	288, 100	315, 500	353, 300	372, 100		
88	288, 600	316, 500	354, 100	372, 600		
89	289, 100	317, 400	354, 700	372, 900		
90	289, 600	318, 500	355, 300	373, 400		
91	290, 100	319, 500	355, 900	373, 800		
92	290, 600	320, 500	356, 500	374, 100		

93	291, 100	321, 300	356, 900	374, 700
94	291, 700	322, 000	357, 300	375, 200
95	292, 300	322, 700	357, 800	375, 700
96	292, 900	323, 300	358, 200	376, 200
97	293, 500	323, 800	358, 700	376, 800
98	294, 000	324, 100	359, 100	377, 300
99	294, 500	324, 700	359, 600	377, 800
100	295, 000	325, 400	360, 000	378, 200
101	295, 500	325, 800	360, 300	378, 800
102	296, 000	326, 400	360, 800	379, 300
103	296, 500	327, 000	361, 200	379, 800
104	296, 900	327, 500	361, 500	380, 300
105	297, 300	327, 900	361, 900	380, 900
106	297, 800	328, 400	362, 400	381, 300
107	298, 300	328, 900	362, 900	381, 800
108	298, 600	329, 400	363, 400	382, 300
109	298, 800	329, 800	363, 900	382, 900
110	299, 100	330, 200	364, 400	
111	299, 300	330, 500	365, 000	
112	299, 600	330, 800	365, 400	
113	299, 900	331, 100	365, 800	
114	300, 100	331, 500	366, 200	
115	300, 400	331, 800	366, 700	
116	300, 600	332, 100	367, 200	
117	300, 900	332, 300	367, 600	
118	301, 200	332, 600	368, 100	
119	301, 500	332, 900	368, 600	
120	301, 800	333, 100	369, 100	
121	302, 100	333, 300	369, 400	
122	302, 500	333, 600		
123	302, 800	333, 900		
124	303, 100	334, 200		
125	303, 300	334, 400		
126	303, 500	334, 700		
127	303, 800	335, 100		
128	304, 200	335, 300		
129	304, 400	335, 500		
130	304, 700	335, 700		
131	305, 100	336, 100		
132	305, 600	336, 300		
133	305, 800	336, 600		
134	306, 100	337, 000		
135	306, 400	337, 400		
136	306, 700	337, 800		
137	306, 900	338, 100		
138	307, 200	338, 500		
139	307, 500	338, 900		
140	307, 800	339, 300		

	141	308,000	339,600				
	142	308,400	340,000				
	143	308,800	340,300				
	144	309,100	340,700				
	145	309,300	341,000				
	146	309,500	341,400				
	147	309,800	341,800				
	148	310,200	342,200				
	149	310,400	342,500				
	150	310,600	342,900				
	151	310,900	343,300				
	152	311,200	343,700				
	153	311,600	344,000				
	154	311,800					
	155	312,000					
	156	312,300					
	157	312,600					
	158	312,900					
	159	313,200					
	160	313,500					
	161	313,900					
	162	314,200					
	163	314,500					
	164	314,800					
	165	315,200					
	166	315,500					
	167	315,800					
	168	316,100					
	169	316,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		240,900	261,500	268,900	279,300	295,800	333,600

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

別表第 4（第 4 条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	208,400	219,900	277,400	320,800	367,500	410,600
	2	210,100	223,100	279,200	321,900	369,200	412,700
	3	211,800	226,300	280,900	323,000	370,900	414,800
	4	213,400	229,600	282,600	324,000	372,600	416,900
	5	214,900	232,800	284,300	325,000	374,100	418,900
	6	217,600	235,900	285,900	326,500	375,800	420,300
	7	220,300	239,000	287,300	328,100	377,500	421,700
	8	222,900	242,000	288,800	329,700	379,100	423,100
	9	225,500	245,000	290,300	331,600	380,700	424,600
	10	227,800	248,000	291,800	333,200	382,200	425,900
	11	229,900	250,800	293,200	334,800	383,700	427,200
	12	232,000	253,600	294,600	336,400	385,300	428,400
	13	234,100	256,400	296,000	338,100	386,800	429,600
	14	235,900	259,300	297,400	339,700	388,200	430,800
	15	237,700	262,100	298,800	341,300	389,500	432,000
	16	239,300	264,700	300,200	342,900	390,800	433,100
	17	240,800	267,400	301,600	344,400	392,300	434,100
	18	242,400	268,800	303,000	345,300	393,900	435,200
	19	244,000	270,200	304,300	346,100	395,500	436,300
	20	245,500	271,600	305,700	346,900	397,100	437,400
	21	247,100	273,000	307,000	347,700	398,700	438,400
	22	248,400	274,200	307,800	348,500	400,200	439,300
	23	249,600	275,400	308,600	349,300	401,600	440,200
	24	250,800	276,500	309,300	350,100	403,000	441,100
	25	251,900	277,600	310,000	350,900	404,500	442,000
	26	253,000	278,200	310,700	351,700	405,800	442,900
	27	254,100	278,700	311,400	352,500	407,000	443,900
	28	255,100	279,200	312,100	353,300	408,200	444,700
	29	256,100	279,700	312,800	354,000	409,400	445,100
	30	257,000	280,100	313,400	354,800	410,500	445,700
	31	257,900	280,500	314,000	355,600	411,500	446,300
	32	258,700	280,900	314,600	356,300	412,500	446,900
	33	259,500	281,300	315,200	357,000	413,000	447,400
	34	260,300	281,700	315,800	357,700	413,900	447,700
	35	261,100	282,100	316,400	358,400	414,800	448,200
	36	261,800	282,400	316,900	359,100	415,700	448,600
	37	262,500	282,700	317,400	359,800	416,600	448,900
	38	263,200	283,000	317,900	360,500	417,500	449,500
	39	263,900	283,300	318,400	361,100	418,400	450,100
	40	264,500	283,600	318,800	361,800	419,300	450,700
	41	265,100	283,900	319,200	362,600	420,100	451,300
	42	265,700	284,200	319,600	363,400	421,000	452,000
	43	266,400	284,500	320,000	364,100	421,900	452,600
	44	267,000	284,800	320,400	364,900	422,600	453,200

45	267, 600	285, 100	320, 800	365, 600	422, 800	453, 500
46	268, 200	285, 400	321, 200	366, 400	423, 200	454, 200
47	268, 800	285, 700	321, 600	367, 200	423, 600	454, 900
48	269, 400	286, 100	322, 000	368, 000	424, 000	455, 600
49	270, 000	286, 400	322, 400	368, 800	424, 300	456, 000
50	270, 600	286, 700	322, 800	369, 800	424, 500	456, 300
51	271, 200	287, 000	323, 200	370, 700	424, 900	456, 600
52	271, 800	287, 200	323, 500	371, 400	425, 300	456, 800
53	272, 300	287, 400	323, 800	372, 000	425, 600	457, 000
54	272, 800	287, 700	324, 100	372, 900	426, 100	457, 200
55	273, 300	288, 000	324, 400	373, 800	426, 700	457, 500
56	273, 800	288, 200	324, 700	374, 600	427, 200	457, 800
57	274, 300	288, 400	325, 000	375, 100	427, 800	458, 000
58	274, 800	288, 700	325, 400	375, 500	428, 400	458, 300
59	275, 300	289, 000	325, 700	375, 800	428, 900	458, 600
60	275, 700	289, 200	325, 900	376, 100	429, 400	458, 800
61	276, 100	289, 400	326, 100	376, 400	430, 000	459, 000
62	276, 400	289, 700	326, 400	376, 800	430, 500	
63	276, 700	290, 000	326, 700	377, 100	431, 100	
64	276, 900	290, 200	326, 900	377, 400	431, 700	
65	277, 100	290, 400	327, 100	377, 600	432, 200	
66	277, 400	290, 600	327, 400	377, 900	432, 800	
67	277, 700	290, 800	327, 700	378, 200	433, 300	
68	277, 900	291, 100	327, 900	378, 500	433, 900	
69	278, 100	291, 400	328, 100	378, 800	434, 400	
70	278, 400			379, 000	434, 900	
71	278, 600			379, 400	435, 500	
72	278, 800			379, 700	436, 100	
73	279, 100			380, 000	436, 400	
74				380, 500	437, 000	
75				381, 000	437, 600	
76				381, 400	438, 100	
77				381, 800	438, 500	
78				382, 200	439, 000	
79				382, 700	439, 700	
80				383, 200	440, 400	
81				383, 600	440, 600	
82				384, 100		
83				384, 600		
84				385, 000		
85				385, 500		
86				386, 000		
87				386, 500		
88				387, 000		
89				387, 300		
90				387, 700		
91				388, 000		
92				388, 400		

	93				388,900		
	94				389,200		
	95				389,700		
	96				390,100		
	97				390,700		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		220,500	226,200	256,400	286,400	327,900	356,900

備考 この表は、知事が指定する船舶に乗り組む船長，航海士，機関長，機関士等で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第 2 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「、第 3 項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

第 5 条第 1 項中「、第 10 条（学校職員給与条例第 10 条第 1 項又は警察職員給与条例第 10 条第 1 項においてその例によるものとされている場合を含む。）」を「及び」に改め、「及び第 19 条の 2（学校職員給与条例第 10 条第 1 項又は警察職員給与条例第 10 条第 1 項においてその例によるものとされている場合を含む。）」を削り、同条第 2 項中「並びに」を「、」に改め、「」の規定」の次に「並びに鹿児島県職員勤勉手当支給条例（昭和 28 年鹿児島県条例第 12 号。以下「勤勉手当支給条例」という。）第 4 条第 1 項第 1 号（学校職員給与条例第 10 条第 1 項又は警察職員給与条例第 10 条第 1 項においてその例によるものとされている場合を含む。）の規定」を加え、「100 分の 175」を「100 分の 95」と、勤勉手当支給条例第 4 条第 1 項第 1 号中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 87.5」に改め、同条第 3 項中「から第 10 条まで」を「、第 9 条」に改める。

（鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 3 条 鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（平成 31 年鹿児島県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項の表医療職給料表（二）の項中「12 号給」を「8 号給」に改め、同表医療職給料表（三）の項中「10 号給」を「6 号給」に改める。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正）

第 4 条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条中「から第 10 条まで、第 10 条の 3、第 10 条の 5、第 13 条及び第 13 条の 2」を「及び第 9 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において鹿児島県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 から別表第 4 までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同

表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び知事が人事委員会と協議して定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 9 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第 9 条の規定の適用については、同条第 1 項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会と協議して定める職員に対しては」と、同条第 2 項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある者」と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「前項第 6 号に該当する扶養親族については 4,500 円とする」とする。

- 5 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における改正後給与条例第 9 条の規定の適用については、同条第 1 項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会と協議して定める職員に対しては」と、同条第 2 項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある者」と、同条第 3 項中「とする」とあるのは「前項第 6 号に係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第 3 項中「とする」とあるのは「前項第 6 号に該当する扶養親族については 2,500 円とする」とする。

(令和 10 年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和 10 年 3 月 31 日までの間における地域手当の月額、改正後給与条例第 10 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、知事が人事委員会と協議して定める地域手当の級地の区分に応じて、100 分の 20 を超えない範囲内で知事が人事委員会と協議して定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会と協議して定める。
- 7 前項前段の知事が人事委員会と協議して定める地域手当の級地の区分及び割合は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 72 号）附則第 7 条第 1 項に規定する人事院規則で定める地域手当の級地の区分及び割合との均衡を考慮して定める

ものとする。

- 8 切替日から令和10年3月31日までの間における給与条例第10条の3の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年鹿児島県条例第12号）附則第6項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 9 改正後給与条例第11条第4項及び第11条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 10 切替日以後に新たに給与条例第5条第14項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例附則第7条に規定する暫定再任用職員（以下この項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第13条の2の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（委任）

- 11 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会と協議して定める。

（鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 12 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「から第10条まで」を「第9条」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

- 13 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第10条（警察職員給与条例第10条第1項においてその例によるものとされている場合を含む。）」を削る。

附則別表（附則第 2 項関係）

号 給 の 切 替 表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		

56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10

58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

ウ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6

58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

エ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	

58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

オ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45

58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			

118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

カ 海事職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	1 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	1	1
7	1	3	1	1
8	1	4	1	1
9	1	5	1	1
10	1	6	2	1
11	1	7	3	1
12	1	8	4	1
13	1	9	5	1
14	2	10	6	2
15	3	11	7	3
16	4	12	8	4
17	5	13	9	5
18	6	14	10	6
19	7	15	11	7
20	8	16	12	8
21	9	17	13	9
22	10	18	14	10
23	11	19	15	11
24	12	20	16	12
25	13	21	17	13
26	14	22	18	14
27	15	23	19	15
28	16	24	20	16
29	17	25	21	17
30	18	26	22	18
31	19	27	23	19
32	20	28	24	20
33	21	29	25	21
34	22	30	26	22
35	23	31	27	23
36	24	32	28	24
37	25	33	29	25
38	26	34	30	26
39	27	35	31	27
40	28	36	32	28
41	29	37	33	29
42	30	38	34	30
43	31	39	35	31
44	32	40	36	32
45	33	41	37	33
46	34	42	38	34
47	35	43	39	35
48	36	44	40	36
49	37	45	41	37
50	38	46	42	38
51	39	47	43	39
52	40	48	44	40
53	41	49	45	41
54	42	50	46	42
55	43	51	47	43
56	44	52	48	44
57	45	53	49	45

58	46	54	50	46
59	47	55	51	47
60	48	56	52	48
61	49	57	53	49
62	50	58	54	50
63	51	59	55	51
64	52	60	56	52
65	53	61	57	53
66	54	62	58	54
67	55	63	59	55
68	56	64	60	56
69	57	65	61	57
70	58	66	62	58
71	59	67	63	59
72	60	68	64	60
73	61	69	65	61
74	62	70	66	
75	63	71	67	
76	64	72	68	
77	65	73	69	
78	66	74	70	
79	67	75	71	
80	68	76	72	
81	69	77	73	
82	70	78	74	
83	71	79	75	
84	72	80	76	
85	73	81	77	
86		82	78	
87		83	79	
88		84	80	
89		85	81	
90		86		
91		87		
92		88		
93		89		
94		90		
95		91		
96		92		
97		93		
98		94		
99		95		
100		96		
101		97		

.....

鹿児島県職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第13号

鹿児島県職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（鹿児島県職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県職員等の旅費に関する条例（昭和 26 年鹿児島県条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条中「ついては、」の次に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「旧旅費法」という。）に基づく」を加える。

別表第 1 備考中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）」を「旧旅費法」に改める。

（知事及び副知事の給与等に関する条例の一部改正）

第 2 条 知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和 22 年鹿児島県条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表の 3 中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に、「旅費法」を「旧旅費法」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 14 号

鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和 28 年鹿児島県条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 11 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 4 項中「引き続いて日本電信電話株式会社」の次に「（日本電信電話株式会社等に関する法律第 1 条の 2 第 1 項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 11 項中「附則別表第 1」を「附則別表」に改める。

附則第 12 項中「第 35 条」を「第 35 条の 2」に改める。

附則第 14 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項、第 11 項及び第 12 項の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の鹿児島県職員退職手当支給条例第 9 条第 11 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した鹿児島県職員退職手当支給条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 15 号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項及び第 4 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 18 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 18 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 18 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 2 条 鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項及び第 4 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第 14 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 18 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 18 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、学校職員が配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、学校職員に対して、当該学校職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 18 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 学校職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 3 条 鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項及び第 4 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 17 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 17 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 17 条の 2 警察本部長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係

る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 警察本部長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 警察本部長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を超過勤務の制限を請求する一の期間の初日とする第1条の規定による改正後の鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項、第2条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項及び第3条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員又は学校職員は、施行日前においても、任命権者又は警察本部長が人事委員会と協議して定めるところにより、当該請求を行うことができる。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第16号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表土木部の表6の項第5号中「第10条の4の5第1項」を「第10条の4の10第1項」に改め、同項第6号中「第10条の4の8第1項」を「第10条の4の13第1項」に改め、同項第7号中「一定の複数建築物に対する制限の特例」を「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和」に改め、同項第8号中「一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定」を「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可」に改め、同項中「第148条第1項第1号」の次に「及び第2号」を加え、同表6の2の項を次のように改める。

6の2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法	各市町村（第1号、第6号、第
--	----------------

施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可の申請の受理及び知事への送付
- (2) 法第12条第1項及び第3項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の許可及び許可の条件の付加
- (3) 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び関係市町村長への通知
- (4) 法第14条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知
- (5) 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の協議
- (6) 法第16条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可の申請の受理及び知事への送付
- (7) 法第16条第1項の規定による宅地造成等に係る工事の計画の変更の許可
- (8) 法第16条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理
- (9) 法第17条第1項及び第2項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査及び検査済証の交付
- (10) 法第17条第4項及び第5項の規定による土石の堆積に関する工事の確認及び確認済証の交付
- (11) 法第18条第1項及び第2項の規定による中間検査及び中間検査合格証の交付
- (12) 法第19条第1項の規定による定期の報告の受理
- (13) 法第20条第1項の規定による許可の取消し
- (14) 法第20条第2項から第4項までの規定による災害防止措置の命令等
- (15) 法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による措置の実施及び公告
- (16) 法第20条第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による費用の徴収
- (17) 法第21条第1項及び第2項の規定による宅地造成等に関する工事の届出の受理、公表及び関係市町村長への通知
- (18) 法第21条第3項の規定による工事の着手の届出の受理

24号、第29号及び第34号に掲げる事務にあっては長島町を除き、第2号から第5号までに掲げる事務、第7号から第23号までに掲げる事務、第25号から第28号までに掲げる事務、第30号から第33号までに掲げる事務、第35号から第53号までに掲げる事務にあっては長島町に限る。）

- (19) 法第21条第 4 項の規定による公共施設用地の転用の届出の受理
- (20) 法第22条第 2 項の規定による勧告
- (21) 法第23条第 1 項及び第 2 項の規定による改善命令
- (22) 法第24条第 1 項の規定による立入検査
- (23) 法第25条第 1 項の規定による報告の徴取
- (24) 法第27条第 1 項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の受理及び知事への送付
- (25) 法第27条第 1 項及び第 2 項（法第28条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の受理、公表及び関係市町村長への通知
- (26) 法第27条第 3 項（法第28条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による勧告
- (27) 法第27条第 4 項（法第28条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に係る措置命令
- (28) 法第28条第 1 項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の届出の受理
- (29) 法第30条第 1 項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請の受理及び知事への送付
- (30) 法第30条第 1 項及び第 3 項（法第35条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可及び許可の条件の付加
- (31) 法第30条第 4 項（法第35条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び関係市町村長への通知
- (32) 法第33条第 2 項（法第35条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知
- (33) 法第34条第 1 項（法第35条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議
- (34) 法第35条第 1 項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請の受理及び知事への送付
- (35) 法第35条第 1 項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可
- (36) 法第35条第 2 項の規定による軽微な変更の届出の受理
- (37) 法第36条第 1 項及び第 2 項の規定による特定盛土等に関する工事の完了検査及び検査済証の交付
- (38) 法第36条第 4 項及び第 5 項の規定による土石の堆積に関する工事の確認及び確認済証の交付

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (39) 法第37条第1項及び第2項の規定による中間検査及び中間検査合格証の交付 (40) 法第38条第1項の規定による定期の報告の受理 (41) 法第39条第1項の規定による許可の取消し (42) 法第39条第2項から第4項までの規定による災害防止措置の命令等 (43) 法第39条第5項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による措置の実施及び公告 (44) 法第39条第6項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による費用の徴収 (45) 法第40条第1項及び第2項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の受理，公表及び関係市町村長への通知 (46) 法第40条第3項の規定による工事の着手の届出の受理 (47) 法第40条第4項の規定による公共施設用地の転用の届出の受理 (48) 法第41条第2項の規定による勧告 (49) 法第42条第1項及び第2項の規定による改善命令 (50) 法第43条第1項の規定による立入検査 (51) 法第44条の規定による報告の徴取 (52) 省令第88条第1項の規定による法の規定に適合していることを証する書面の交付 (53) 前各号に掲げるもののほか，法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの | |
|--|--|

附 則

- 1 この条例は，令和 7 年 5 月 1 日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表土木部の表 6 の項第 5 号から第 8 号までの改正規定 公布の日
 - (2) 別表土木部の表 6 の項の改正規定（「第148条第1項第1号」の次に「及び第2号」を加える部分に限る。） 令和 7 年 4 月 1 日
- 2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令，条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で，同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し，及び執行することとなる事務に係るものは，同日以後における法令等の適用については，当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第17号

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 環境林務部の表に次のように加える。

7 かごしま林業大学の研修に関する事務	かごしま林業大学の研修	かごしま林業大学の研修手数料	1 人につき年額118,800円
---------------------	-------------	----------------	------------------

別表第 1 商工労働水産部の表10の項の(1)のエの(ウ)の b 中「1,580円」を「1,600円」に改め、同項の(6)のイの(イ)の b 中「830円」を「840円」に、「10,200円」を「10,400円」に改め、同項の(6)のイの(イ)の c 中「730円」を「740円」に、「8,500円」を「8,600円」に改める。

別表第 1 農政部の表10の項中「7,000円」を「7,400円」に改める。

別表第 1 土木部の表 8 の項を次のように改める。

8 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下	(1) 法第12条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等の工事許可申請手数料	次に掲げる盛土又は切土を行う土地の面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額 ア 面積が500平方メートル以内のもの 21,000円 イ 面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 32,000円 ウ 面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 44,000円 エ 面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 62,000円 オ 面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 72,000円 カ 面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 96,000円 キ 面積が10,000平方メートルを超え
---	---	-----------------------	---

この項において「省令」という。)の施行に関する事務			20,000平方メートル以内のもの 150,000円 ク 面積が20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの 228,000円 ケ 面積が40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの 354,000円 コ 面積が70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの 498,000円 サ 面積が100,000平方メートルを超えるもの 642,000円
	(2) 法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積工事許可申請手数料	次に掲げる土石の堆積を行う土地の面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額 ア 面積が500平方メートル以内のもの 16,000円 イ 面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 18,000円 ウ 面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 21,000円 エ 面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 24,000円 オ 面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 34,000円 カ 面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 37,000円 キ 面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 44,000円 ク 面積が20,000平方メートルを超え

		40,000平方メートル以内のもの 58,000円 ケ 面積が40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの 78,000円 コ 面積が70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの 114,000円 サ 面積が100,000平方メートルを超えるもの 138,000円
(3) 法第16条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等の工事変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額（当該金額が642,000円を超えるときは642,000円） ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）盛土又は切土を行う土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土を行う土地の面積、盛土又は切土を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土を行う土地の面積）に応じ、この項の(1)の金額の欄に掲げる金額の10分の1に相当する額 イ 盛土又は切土を行う土地に新たな土地を編入することに伴う宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更新たに編入される土地の面積に応じ、この項の(1)の金額の欄に掲げる金額に相当する額 ウ その他の変更 11,000円
(4) 法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対	土石の堆積工事変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額（当該金額が138,000円を超えるときは138,000円） ア 土石の堆積に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）土石の堆積を行う土地の面積（イに規

	する審査		定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積，土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ，この項の(2)の金額の欄に掲げる金額の10分の1に相当する額 イ 土石の堆積を行う土地に新たな土地を編入することに伴う土石の堆積に関する工事の設計の変更 新たに編入される土地の面積に応じ，この項の(2)の金額の欄に掲げる金額に相当する額 ウ 土石の堆積に関する工事の完了予定年月日の変更（当該工事の完了予定年月日が許可の日から起算して5年を超える場合に限る。） 土石の堆積を行う土地の面積に応じ，この項の(2)の金額の欄に掲げる金額に相当する額 エ その他の変更 11,000円
	(5) 法第18条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等又は同法第37条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査	中間検査申請手数料	次に掲げる盛土又は切土を行う土地の面積の区分に応じ，それぞれ当該区分に掲げる金額 ア 面積が500平方メートル以内のもの 10,000円 イ 面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 11,000円 ウ 面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 12,000円 エ 面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 13,000円 オ 面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 15,000円 カ 面積が5,000平方メートルを超え

			10,000平方メートル以内のもの 16,000円 キ 面積が10,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以内のもの 17,000円 ク 面積が20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの 23,000円 ケ 面積が40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの 37,000円 コ 面積が70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの 53,000円 サ 面積が100,000平方メートルを超えるもの 72,000円
	(6) 省令第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	480円
	(7) 盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制法調書の写しの交付手数料	480円

別表第 1 教育庁の表 1 の項の(1)中「並びに第16条第 1 項」を「, 第16条第 1 項並びに第16条の 2」に改め、同項の(2)及び(3)中「第 6 項」の次に「並びに第16条の 2」を加える。

附 則

この条例中別表第 1 の改正規定（別表第 1 土木部の表の改正規定を除く。）は令和 7 年 4 月 1 日から、その他の規定は同年 5 月 1 日から施行する。

.....

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第18号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）の

一部を次のように改正する。

別表の 1 中表の部分を次のように改める。

区 分			基 本 使 用 料					
			午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 10時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 10時まで	午前 9 時 から午後 10時まで
県民ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	円 8,200	円 24,600	円 31,300	円 32,900	円 55,900	円 61,800
		土・日曜 日 休 日	9,900	29,500	37,200	39,900	66,700	73,900
	入場料を徴収する場 合	平 日	13,200	39,600	49,400	52,700	88,900	98,700
		土・日曜 日 休 日	14,900	47,800	59,300	62,600	106,900	118,100
大ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	3,300	10,200	13,100	13,700	23,300	25,700
		土・日曜 日 休 日	4,200	12,200	15,400	16,600	27,700	30,900
	入場料を徴収する場 合	平 日	5,500	16,500	20,400	22,000	37,100	41,100
		土・日曜 日 休 日	6,200	19,800	24,600	26,000	44,600	49,200
中ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	2,100	6,500	8,200	8,600	14,700	16,400
		土・日曜 日 休 日	2,600	7,800	9,800	10,400	17,600	19,500
	入場料を徴収する場 合	平 日	3,400	10,400	13,200	14,000	23,500	26,000
		土・日曜 日 休 日	3,900	12,700	15,600	16,600	28,200	31,300
ギャラリー 第 1		入場料を徴 収しない場 合	1 日につき 30,000円					
		入場料を徴 収する場合	1 日につき 45,000円					
ギャラリー 第 2		入場料を徴 収しない場 合	1 日につき 20,600円					
		入場料を徴 収する場合	1 日につき 30,900円					
ギャラリー 第 3		入場料を徴 収しない場 合	1 日につき 3,800円					
		入場料を徴 収する場合	1 日につき 5,900円					
		入場料を徴						

展示ロビー		収しない場合	1 日につき 3,800円					
		入場料を徴収する場合	1 日につき 5,800円					
リハーサル室 第 1	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	5,300	5,300	5,300	10,300	10,300	15,700
		入場料を徴収する場合	7,800	7,800	7,800	15,500	15,500	23,700
	リハーサルに係るものの以外のもの	入場料を徴収しない場合	8,200	10,500	10,500	16,000	16,000	24,100
		入場料を徴収する場合	12,200	15,900	15,900	24,000	24,000	36,100
リハーサル室 第 2	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,100
		入場料を徴収する場合	1,400	1,400	1,400	3,000	3,000	4,700
	リハーサルに係るものの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,600	2,100	2,100	3,100	3,100	4,700
		入場料を徴収する場合	2,400	3,100	3,100	4,700	4,700	6,900
リハーサル室 第 3	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
		入場料を徴収する場合	1,400	1,400	1,400	3,000	3,000	4,500
	リハーサルに係るものの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,600	2,000	2,000	3,000	3,000	4,600
		入場料を徴収する場合	2,400	3,000	3,000	4,500	4,500	6,800
リハーサル室 第 4	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,000	1,000	1,900	1,900	2,900
		入場料を徴収する場合	1,400	1,400	1,400	2,800	2,800	4,400
	リハーサルに係るものの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,600	1,900	1,900	2,900	2,900	4,500
		入場料を徴収する場合	2,400	2,800	2,800	4,400	4,400	6,700
リハーサル室	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	600	600	600	1,200	1,200	1,900
		入場料を徴収する場合	1,000	1,000	1,000	1,800	1,800	2,800

第 5	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,300	1,300	2,000	2,000	3,000
		入場料を徴収する場合	1,400	2,000	2,000	3,000	3,000	4,500
リハーサル室 第 6	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	500	500	500	1,100	1,100	1,800
		入場料を徴収する場合	900	900	900	1,700	1,700	2,700
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	900	1,200	1,200	1,800	1,800	2,700
		入場料を徴収する場合	1,300	1,800	1,800	2,700	2,700	4,000
スタジオ・調整室		入場料を徴収しない場合	1 時間までごとにつき 1,000円					
		入場料を徴収する場合	1 時間までごとにつき 1,400円					
楽屋（第 1 から第 4 まで）		入場料を徴収しない場合	1 室につき 2,200円					
		入場料を徴収する場合	1 室につき 3,300円					
大研修室（第 1 から第 4 まで）		入場料を徴収しない場合	6,400	8,100	10,200	12,200	21,200	23,100
		入場料を徴収する場合	9,600	12,100	15,300	18,300	31,600	34,400
中研修室（第 1 から第 3 まで）		入場料を徴収しない場合	5,500	6,800	8,700	10,900	18,800	20,400
		入場料を徴収する場合	8,100	10,200	13,300	16,400	28,100	30,900
小研修室 第 1		入場料を徴収しない場合	2,900	3,800	4,800	6,000	10,200	11,100
		入場料を徴収する場合	4,400	5,800	7,100	9,000	15,300	16,700
小研修室（第 2 ・第 3）		入場料を徴収しない場合	4,400	5,800	7,400	9,100	15,400	17,000
		入場料を徴収する場合	6,500	8,500	10,900	13,600	23,200	25,300
講師控室（第 1 ・第 2）		入場料を徴収しない場合	1 室 1 時間までごとにつき 500円					
		入場料を徴収する場合	1 室 1 時間までごとにつき 900円					

絵画制作室		入場料を徴収しない場合	1 時間までごとにつき 500 円
		入場料を徴収する場合	1 時間までごとにつき 900 円
陶芸制作室		入場料を徴収しない場合	1 時間までごとにつき 500 円
		入場料を徴収する場合	1 時間までごとにつき 900 円
調理実習室		入場料を徴収しない場合	1 時間までごとにつき 500 円
		入場料を徴収する場合	1 時間までごとにつき 900 円
工芸室		入場料を徴収しない場合	1 時間までごとにつき 500 円
		入場料を徴収する場合	1 時間までごとにつき 900 円
和研修室・茶室		入場料を徴収しない場合	1 時間までごとにつき 1,200 円
		入場料を徴収する場合	1 時間までごとにつき 1,800 円
県政記念公園	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものを除く。）	入場料を徴収しない場合	1 日につき 1,100 円
		入場料を徴収する場合	1 日につき 1,700 円
	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものに限る。）	入場料を徴収しない場合	1 日につき 3,300 円
		入場料を徴収する場合	1 日につき 5,100 円
	業として行う映画撮影	入場料を徴収しない場合	1 日につき 5,700 円
		入場料を徴収する場合	1 日につき 8,500 円

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 19 号

鹿児島県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿児島県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年鹿児島県条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 3 号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 20 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成 27 年鹿児島県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同項ただし書中「同条第 14 項」を「同条第 15 項」に、「同条第 12 項」を「同条第 13 項」に改める。

別表第 1 の 1 の項第 4 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 1 の項第 4 号の改正規定は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をこ

ここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第21号

鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例（昭和58年鹿児島県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 小学校の児童及び中学校の生徒の項中「80円」を「90円」に改め、同表高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者の項中「260円」を「270円」に、「520円」を「540円」に改め、同表その他の者（未就学児を除く。）の項中「420円」を「430円」に、「310円」を「320円」に、「840円」を「860円」に改める。

別表第2 中「30,080円」を「30,740円」に、「15,160円」を「15,490円」に、「14,060円」を「14,370円」に、「5,620円」を「5,740円」に、「8,480円」を「8,670円」に、「3,700円」を「3,780円」に、「700円」を「720円」に、「映写機、録音機等の機械」を「音響映像機器」に、「710円」を「730円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県みんなの森づくり県民税基金条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第22号

鹿児島県みんなの森づくり県民税基金条例

（設置）

第1条 県土の保全、水源の涵養等^{かん}全ての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策の財源に充てるため、鹿児島県みんなの森づくり県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、鹿児島県みんなの森づくり県民税条例（平成16年鹿児島県条例第43号）の規定により県に納入され、又は納付されたみんなの森づくり県民税額の範囲内で、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第 4 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入するものとする。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 23 号

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 48 年鹿児島県条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 (1) アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 鶴田ダムから下流の川内川水域に係る上乘せ排水基準

区分	業 種	項目及び許容限度			
		生物化学的酸素 要求量（単位 1 リットルにつき ミリグラム）		浮遊物質量（単 位 1 リットルに つきミリグラム）	
		日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大

昭和48年 4月1日 前に設置 されてい る特定事 業場（特 定施設の 設置の工 事をして いるもの を含む。）	パルプ、紙 又は紙加工 品製造業	排出水量130,000立方メ ートル以上のもの	50	65	60	80
		排出水量130,000立方メ ートル未満のもの	60	80	70	90
	食料品製造業（でん粉若しくは化工で ん粉製造業又は蒸留酒若しくは混成酒 製造業を除く。）		90	120	80	100
	製糸業		90	120	70	90
	と畜場		60	80	80	100
	し尿処理施設のみを有するもの		30		50	70
	陶磁器又は陶磁器関連製品製造業		30	40	40	60
	その他のもの（でん粉若しくは化工で ん粉製造業、蒸留酒若しくは混成酒製 造業、採石業、砂利採取業又は豚房施 設、牛房施設若しくは馬房施設を有す るものを除く。）		30	40	70	90
昭和48年 4月1日 以後の設 置に係る 特定事業 場	し尿処理施設のみを有するもの		30	40	50	70
	下水道終末処理場		15	20	40	60
	豚房施設、 牛房施設又 は馬房施設 を有するも の	排出水量1,000立方メー ートル以上のもの	20	25	30	40
		排出水量1,000立方メー ートル未満200立方メート ル以上のもの	30	40	40	60
		排出水量200立方メート ル未満のもの	60	80	70	90
	その他のも の（採石業 又は砂利採 取業を除 く。）	排出水量1,000立方メー ートル以上のもの	20	25	30	40
		排出水量1,000立方メー ートル未満のもの	30	40	40	60

別表第2(1)イの表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 鶴田ダムから上流の川内川水域に係る上乘せ排水基準

区分	業 種		項目及び許容限度					
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)		浮遊物質 量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)		大腸菌数 (単位 1 ミリリットルにつきコロニー形成単位)
				日間 平均	最大	日間 平均	最大	日 間 平 均
昭和49 年10月 11日前 に設置 されて いる特 定事業 場（特 定施設 の設置 の工事 をして いるも のを含 む。）	蒸留酒又は混成酒製造業		5.8～8.6	100	130	100	130	
	染色整理業		5.8～8.6	100	130	100	130	
	し尿処理施設のみを有するもの		5.8～8.6	30		50	70	800
	と畜場		5.8～8.6	30	40	40	60	300
	豚房施設、牛房施設 又は馬房施設 を有するもの	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40	300
		排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		80	100	90	120	
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
昭和49 年10月 11日以 後の設 置に係 る特定 事業場	その他のもの		5.8～8.6	120	160	150	200	800
	豚房施設、牛房施設 又は馬房施設 を有するもの	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40	300
		排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90	
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	800
	その他	排出水量1,000立		20	25	30	40	

	のもの	方メートル以上のもの						
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	800

別表第 2 (2) の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 鹿児島市内水域に係る上乘せ排水基準

区分		業 種		項目及び許容限度					
				水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		浮遊物質質量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		大腸菌数 (単位 1 ミリリットルにつきコロニー形成単位)
					日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
昭和 48 年 4 月 1 日 (永田川	下水道処理区域内のもの	全てのもの		5.8～8.6	20	25	50	70	800
及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域に係るもの	下水道処理区域外のもの	豚房施設、牛房施設	排出水量 200 立方メートル以上のもの		30	40	40	60	
		又は馬房施設を有するもの	排出水量 200 立方メートル未満 50 立方メートル以上のもの		80	100	90	120	
			排出水量 50 立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
		畜産食料品製造業		5.8～8.6	30	40	40	60	800
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		5.8～8.6	90	120	80	100	800

にあ つて は、 昭和 54年 7月 9日） 前に 設置 され てい る特 定事 業場 （特 定施 設の 設置 の工 事を して いる もの を含 む。）	米菓製造業		5.8～8.6	60	80	80	100	800
	飲料製造業		5.8～8.6	90	120	80	100	800
	麺類製造業		5.8～8.6	60	80	80	100	800
	豆腐製造業		5.8～8.6	60	80	80	100	800
	紡績業，繊維製品製造業 又は染色整理業		5.8～8.6	60	80	80	100	800
	紙製造業		5.8～8.6	60	80	80	100	800
	生コンクリート又はセメ ント製品製造業		5.8～8.6			30	40	800
	ガス供給業		5.8～8.6	30	40	40	60	800
	酸又はアルカリによる表 面処理施設を有するもの		5.8～8.6	30	40	30	40	800
	水道施設，工業用水道施 設又は自家用工業用水道 の施設を有するもの		5.8～8.6	30	40	40	60	800
	洗濯業		5.8～8.6	60	80	80	100	800
	写真現像業		5.8～8.6	30	40	30	40	800
	自動式車両洗浄施設を有 するもの		5.8～8.6			30	40	800
昭和48年 4 月 1 日（永 田川及び和 田川並びに これらに接 続する公共 用水域に係 るものに あつては、 昭和54年 7 月 9 日）以後	全ての もの	排水量2,000 立方メートル以 上のもの		5	10	10	20	
		排水量2,000 立方メートル未 満のもの	5.8～8.6	20	25	30	40	800

の設置に係 る特定事業 場							
---------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 (3) の表中備考以外の部分を次のように改める。

(3) 米之津川水域に係る上乘せ排水基準

区分	業 種		項目及び許容限度			
			生物化学的酸素 要求量（単位 1 リットルにつき ミリグラム）		浮遊物質（単 位 1 リットルに つきミリグラム）	
			日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大
昭和 48 年 7 月 1 日 前に設置 されてい る特定事 業場（特 定施設の 設置の工 事をして いるもの を含む。）	パルプ、紙 又は紙加工 品製造業	排出水量 62,000 立方メート ル以上のもの	50	65	60	80
		排出水量 62,000 立方メート ル未満のもの	60	80	70	90
	エチルアル コール製造 業	排出水量 13,000 立方メート ル以上のもの	50	65	50	65
		排出水量 13,000 立方メート ル未満のもの	60	80	50	65
	と畜場		60	80	80	100
	その他のもの（豚房施設、牛房施設若し くは馬房施設を有するもの又は製あん業 を除く。）		100	130	100	130
昭和 48 年 7 月 1 日 以後の設 置に係る 特定事業 場	し尿処理施 設のみを有 するもの	排出水量 1,000 立方メート ル以上のもの	20		30	40
		排出水量 1,000 立方メート ル未満のもの	30		30	40
	豚房施設、 牛房施設又 は馬房施設 を有するも の	排出水量 1,000 立方メート ル以上のもの	20	25	30	40
		排出水量 1,000 立方メート ル未満 200 立方メートル以 上のもの	30	40	40	60
		排出水量 200 立方メートル 未満のもの	60	80	70	90
	その他のも	排出水量 1,000 立方メート	20	25	30	40

	の	ル以上のもの				
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	30	40	40	60

別表第 2 (4) の表中備考以外の部分を次のように改める。

(4) 大淀川水域に係る上乗せ排水基準

区分	業 種		項目及び許容限度					
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)		浮遊物質 量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)		大腸菌数 (単位 1 ミリリットルにつきコロニー形成単位)
				日間 平均	最大	日間 平均	最大	
昭和 49 年 10 月 11 日以前に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事をしていないものを含む。）	食用アミノ酸製造業		5.8～8.6	30	40	40	60	
	製糸業		5.8～8.6	90	120	70	90	
	と畜場		5.8～8.6	30	40	40	60	300
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量 200 立方メートル以上のもの		20	25	30	40	300
	その他のもの（でん粉又は化工でん粉製造業を除く。）	排出水量 200 立方メートル未満 50 立方メートル以上のもの		80	100	90	120	
		排出水量 50 立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
			5.8～8.6	120	160	150	200	800
昭和 49 年 10 月 11 日以後の設置に係る特定	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量 200 立方メートル以上のもの		20	25	30	40	300
	排出水量 200 立方メートル未満 50 立方メートル以上のもの			60	80	70	90	
		排出水量 50 立方メートル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	800

事業場	るもの	トル未満のもの						
	その他 のもの	排出水量1,000立方 メートル以上のもの		20	25	30	40	
		排出水量1,000立方 メートル未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	800

別表第 2 (5) の表中備考以外の部分を次のように改める。

(5) 志布志湾流入水域に係る上乘せ排水基準

区分	業 種		項目及び許容限度					
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的 酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質 量 (単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌数 (単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位)
				日間 平均	最大	日間 平均	最大	日 間 平 均
昭和50 年11月 1 日前 に設置 されて いる特 定事業 場（特 定施設 の設置 の工事 をして いるも のを含 む。）	乳製品製造業		5.8～8.6	50	65	50	65	300
	食鳥処理加工業		5.8～8.6	30	40	40	60	300
	蒸留酒 及び混 成酒製 造業	排出水量2,000立方 メートル以上のもの		20	30	40	60	
		排出水量2,000立方 メートル未満50立方 メートル以上のもの		60	80	70	90	
		排出水量50立方メー トル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
	染色整理業		5.8～8.6	100	130	100	130	800
	製糸業		5.8～8.6	100	130	100	130	800
	エチル アルコ ール製 造業	排出水量7,000立方 メートル以上のもの		20	30	40	60	
		排出水量7,000立方 メートル未満のもの	5.8～8.6	60	80	70	90	800
	クエン 酸製造 業	排出水量10,000立方 メートル以上のもの		20	30	40	60	
排出水量10,000立方 メートル未満のもの		5.8～8.6	120	160	150	200	800	

	と畜場		5.8～8.6	30	40	40	60	300
	し尿処理施設のみを有するもの		5.8～8.6	30	40	50	70	800
	豚房施設、牛房施設	排出水量200立方メートル以上のもの		30	40	40	60	
	又は馬房施設	排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		80	100	90	120	
	を有するもの	排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
	その他のもの（さつまいもでん粉製造業を除く。）		5.8～8.6	120	160	150	200	800
昭和50年11月1日以後の設置に係る特定事業場	豚房施設、牛房施設	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40	
	又は馬房施設	排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90	
	を有するもの	排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	800
	その他のもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの		20	25	30	40	
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	800

別表第 2 (6) の表中備考以外の部分を次のように改める。

(6) 万之瀬川水域に係る上乘せ排水基準

区分	業 種	項目及び許容限度					
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		浮遊物質質量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		大腸菌数 (単位 1 ミリリットルにつきコロニー形成単位)
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
昭和50	食鳥処理加工業	5.8～8.6	30	40	40	60	300

年11月 1 日前 に設置 されて いる特 定事業 場（特 定施設 の設置 の工事 をして いるも のを含 む。）	蒸留酒 及び混 成酒製 造業	排出水量2,000立方 メートル以上のもの		20	30	40	60	
		排出水量2,000立方 メートル未満50立方 メートル以上のもの		60	80	70	90	
		排出水量50立方メー トル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
	クエン 酸製造 業	排出水量8,000立方 メートル以上のもの		20	30	40	60	
		排出水量8,000立方 メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
	と畜場		5.8～8.6	30	40	40	60	300
	し尿処理施設のみを有するも の		5.8～8.6	30	40	50	70	800
	豚房施 設、牛 房施設 又は馬 房施設 を有す るもの	排出水量200立方メ ートル以上のもの		30	40	40	60	
		排出水量200立方メ ートル未満50立方メ ートル以上のもの		80	100	90	120	
		排出水量50立方メー トル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
		その他のもの（さつまいもで ん粉製造業を除く。）	5.8～8.6	120	160	150	200	800
昭和50 年11月 1 日以 後の設 置に係 る特定 事業場	豚房施 設、牛 房施設 又は馬 房施設 を有す るもの	排出水量200立方メ ートル以上のもの		20	25	30	40	
		排出水量200立方メ ートル未満50立方メ ートル以上のもの		60	80	70	90	
		排出水量50立方メー トル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	800
	その他 のもの	排出水量1,000立方 メートル以上のもの		20	25	30	40	
		排出水量1,000立方 メートル未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	800

別表第 2 (7) の表中備考以外の部分を次のように改める。

(7) 鹿児島湾水域に係る上乘せ排水基準

区分		業 種		項目及び許容限度							
				水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的 酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		化学的酸素 要求量(単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質 量(単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌 数(単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位)
					日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	日 間 平 均
昭和54年7月9日前に設置	下水道処理区域内のもの	全てのもの		5.8～8.6	20	25	20	25	50	70	800
されている特定事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)	下水道処理区域外のもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設	排水量200立方メートル以上のもの		30	40			40	60	
		施設を有するもの	排水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		80	100			90	120	
		排水量50立	5.8～8.6	120	160			150	200	800	

		方メー トル未 満のも の								
	畜産食料品製 造業		5.8～8.6	30	40			40	60	800
	水産食料品製 造業		5.8～8.6 (5.0～ 9.0)	90	120	90	120	80	100	800
	野菜又は果実 を原料とする 保存食料品製 造業		5.8～8.6	90	120			80	100	800
	みそ又はしよ う油製造業		5.8～8.6	90	120			80	100	800
	製あん業		5.8～8.6	90	120			80	100	800
	飲料 製造 業	排水水 量500 立方メ ートル 以上の もの		30	40			40	60	
		排水水 量500 立方メ ートル 未満の もの	5.8～8.6	60	80			80	100	800
	ぶどう糖又は 水あめ製造業		5.8～8.6	60	80			80	100	800
	麺類製造業		5.8～8.6	60	80			80	100	800
	豆腐又は煮豆 製造業		5.8～8.6	60	80			80	100	800
	紡績業，繊維 製品製造業又 は染色整理業		5.8～8.6	60	80			80	100	800

	紙製造業	5.8～8.6	60	80			80	100	800
	生コンクリート又はセメント製品製造業	5.8～8.6					30	40	800
	ガス供給業	5.8～8.6	30	40			40	60	800
	酸若しくはアルカリによる表面処理施設又は電気めつき施設を有するもの	5.8～8.6	30	40			30	40	800
	旅館業 排出水量500立方メートル以上のもの		30	40			40	60	
	排出水量500立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80			80	100	
	排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160			150	200	800
	卸売市場	(5.0～9.0)			60	80			
	自動式車両洗浄施設を有す	5.8～8.6					30	40	800

		るもの									
		し尿処理施設を有するもの		5.8～8.6 (5.0～9.0)	30	40	50	70	50	70	800
		その他のもの (さつまいもでん粉製造業を除く。)		5.8～8.6	120	160			150	200	800
昭和54年7月9日以後の設置に係る特定事業場	下水道処理区域内のもの	全てのもの		5.8～8.6 (5.0～9.0)	20	25	20	25	30	40	800
	下水道処理区域外のもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設	排水量200立方メートル以上のもの		20	25	20	25	30	40	
		施設を有するもの	排水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	60	80	70	90	
			排水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6 (5.0～9.0)	90	120	90	120	100	130	800
		その	排水		20	25	20	25	30	40	

		他の もの	量1,000 立方メ ートル 以上の もの								
			排水 量1,000 立方メ ートル 未満の もの	5.8～8.6 (5.0～ 9.0)	30	40	30	40	40	60	800

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 24 号

鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県民生委員定数条例（平成 27 年鹿児島県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

本則の表出水市の項中「130人」を「134人」に改め、同表西之表市の項中「53人」を「54人」に改め、同表薩摩川内市の項中「299人」を「305人」に改め、同表日置市の項中「141人」を「142人」に改め、同表霧島市の項中「286人」を「279人」に改め、同表南九州市の項中「122人」を「123人」に改め、同表始良市の項中「154人」を「157人」に改め、同表肝付町の項中「61人」を「59人」に改め、同表天城町の項中「24人」を「26人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 25 号

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成 18 年鹿児島県条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項(7)イ中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 26 号

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例（昭和 62 年鹿児島県条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「15,750 円」を「16,100 円」に改め、同号イ中「4,710 円」を「4,820 円」に改め、同項第 2 号イ中「9,440 円」を「9,650 円」に改め、同項第 3 号中「11,300 円」を「11,550 円」に改める。

第 3 条第 2 項中「5,840 円」を「5,910 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 27 号

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例（平成 27 年鹿児島県条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「113,920 円」を「116,160 円」に改め、同項第 2 号中「141,760 円」を「145,360 円」に改め、同項第 3 号中「368,160 円」を「379,760 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 28 号

鹿児島県都市公園条例の一部を改正する条例

鹿児島県都市公園条例（昭和 45 年鹿児島県条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 6 中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 29 号

鹿児島県学校職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例
(鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和 27 年鹿児島県条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 7 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項中「に定める額」の次に「（前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める勤務をした管理監督職員にあつてはその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を加え、同項第 1 号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を削る。

第 10 条の 3 第 2 項中「、第 6 条の 2 及び第 7 条の 2 から第 7 条の 5 まで」を「及び第 6 条の 2」に改める。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	262,700	342,000	395,600	463,700
	2	264,900	343,600	397,300	472,500
	3	267,100	345,300	398,700	480,900
	4	269,000	346,800	400,000	489,100
	5	270,800	348,300	401,200	497,400
	6	272,300	349,900	402,200	505,200
	7	273,800	351,500	403,200	512,500
	8	275,300	353,100	404,300	519,500
	9	277,100	354,500	405,200	526,300
	10	279,100	356,500	406,300	532,500
	11	281,100	358,500	407,400	537,200
	12	283,100	360,500	408,500	540,700
	13	285,100	362,300	409,600	544,300
	14	287,400	363,900	410,700	547,500
	15	289,500	365,600	411,800	550,500
	16	291,600	367,200	412,900	553,000
	17	293,500	368,500	414,000	555,100
	18	296,200	370,000	415,100	
	19	298,900	371,400	416,200	
	20	301,500	372,700	417,400	
	21	304,100	374,000	418,400	
	22	306,600	375,200	419,500	
	23	309,000	376,400	420,600	
	24	311,200	377,500	421,800	
	25	313,400	378,600	422,700	
	26	315,400	380,000	423,900	
	27	317,400	381,300	425,000	
	28	319,400	382,600	426,000	
	29	321,400	383,900	427,000	
	30	323,300	385,300	428,100	
	31	325,300	386,600	429,200	
	32	327,200	387,900	430,300	
	33	329,000	389,200	431,300	
	34	330,900	390,400	432,500	
	35	332,800	391,600	433,700	
	36	334,700	392,700	434,900	
	37	336,400	393,800	435,600	
	38	337,600	395,000	436,500	
	39	338,700	396,100	437,400	
	40	339,800	397,200	438,200	
	41	340,400	398,300	439,000	
	42	340,800	399,500	439,900	
	43	341,200	400,700	440,800	

44	341, 600	401, 800	441, 600
45	342, 200	402, 800	442, 300
46	342, 700	403, 800	443, 200
47	343, 200	404, 900	444, 300
48	343, 600	405, 800	445, 200
49	344, 000	407, 000	446, 100
50	344, 400	408, 400	447, 000
51	344, 800	409, 800	448, 000
52	345, 300	411, 200	448, 900
53	345, 700	412, 000	449, 900
54	346, 100	413, 000	450, 900
55	346, 500	414, 000	451, 800
56	346, 900	415, 100	452, 800
57	347, 300	416, 000	453, 700
58	347, 700	416, 800	454, 600
59	348, 100	417, 600	455, 500
60	348, 500	418, 300	456, 500
61	348, 900	419, 000	457, 300
62	349, 300	419, 900	457, 700
63	349, 700	420, 700	458, 300
64	350, 100	421, 300	458, 900
65	350, 500	421, 900	459, 500
66	350, 900	422, 300	460, 200
67	351, 300	422, 600	460, 500
68	351, 700	422, 900	461, 100
69	352, 100	423, 200	461, 500
70	352, 600	423, 500	461, 800
71	353, 000	423, 800	462, 100
72	353, 400	424, 100	462, 400
73	353, 700	424, 300	462, 700
74	354, 200	424, 600	
75	354, 600	424, 900	
76	355, 000	425, 200	
77	355, 400	425, 400	
78	355, 900	425, 600	
79	356, 400	425, 900	
80	356, 900	426, 200	
81	357, 400	426, 400	
82	358, 100	426, 700	
83	358, 800	427, 000	
84	359, 500	427, 300	
85	360, 100	427, 500	
86	360, 700	427, 800	
87	361, 300	428, 100	
88	361, 900	428, 300	
89	362, 400	428, 500	
90	362, 800	428, 800	
91	363, 200	429, 100	

	92	363,600	429,300		
	93	364,000	429,500		
	94	364,400			
	95	365,000			
	96	365,400			
	97	366,000			
	98	366,500			
	99	366,900			
	100	367,400			
	101	367,800			
	102	368,300			
	103	368,600			
	104	369,000			
	105	369,500			
	106	369,900			
	107	370,400			
	108	370,900			
	109	371,300			
	110	371,800			
	111	372,200			
	112	372,600			
	113	373,000			
	114	373,400			
	115	373,800			
	116	374,200			
	117	374,600			
	118	375,000			
	119	375,400			
	120	375,800			
	121	376,100			
	122	376,500			
	123	377,000			
	124	377,300			
	125	377,700			
	126	378,200			
	127	378,700			
	128	379,100			
	129	379,500			
	特1				716,000
	特2				772,000
	特3				829,000
	特4				908,000
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		289,500	300,500	322,800	408,200

備考 この表は，県立短期大学に勤務する教育職員に適用し，４級の特１号給から特４号給までは，学長のみに適用する。

イ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	200,900	247,600	378,700	454,200
	2	203,200	249,100	380,200	456,000
	3	205,500	250,500	381,600	457,800
	4	207,800	251,900	383,000	459,600
	5	210,000	253,300	384,500	461,200
	6	212,300	254,500	386,000	462,900
	7	214,500	255,700	387,500	464,900
	8	216,700	256,900	388,900	466,600
	9	218,900	258,300	390,200	468,300
	10	221,100	259,500	391,700	469,900
	11	223,300	260,800	393,200	471,400
	12	225,500	262,100	394,700	472,900
	13	227,800	263,400	396,100	474,400
	14	229,900	265,300	397,600	475,700
	15	232,000	267,200	399,100	477,000
	16	234,100	269,000	400,600	478,300
	17	236,200	270,700	402,000	479,500
	18	238,000	272,900	403,600	480,200
	19	239,700	275,100	405,300	480,900
	20	241,400	277,300	406,800	481,600
	21	243,100	279,500	408,000	482,200
	22	244,400	281,700	409,400	
	23	245,700	283,900	410,800	
	24	247,100	286,100	412,100	
	25	248,300	288,100	413,700	
	26	249,500	290,000	415,100	
	27	250,700	291,900	416,400	
	28	251,900	293,700	417,800	
	29	253,000	295,500	419,200	
	30	254,200	297,400	420,500	
	31	255,400	299,200	422,000	
	32	256,600	300,900	423,500	
	33	257,700	302,600	425,200	
	34	259,000	304,400	426,600	
	35	260,300	306,200	428,200	
	36	261,600	307,800	429,700	
	37	263,000	309,400	431,400	
	38	264,400	311,100	432,900	
	39	265,700	312,900	434,500	
	40	267,100	314,600	436,100	
	41	268,400	315,900	437,600	
	42	269,400	317,800	439,100	
	43	270,400	319,600	440,300	
	44	271,300	321,300	441,500	

45	272, 000	323, 000	442, 700
46	272, 800	324, 900	444, 100
47	273, 600	326, 700	445, 300
48	274, 400	328, 400	446, 500
49	275, 200	330, 100	447, 600
50	276, 000	331, 900	448, 800
51	276, 700	333, 700	450, 000
52	277, 500	335, 400	451, 200
53	278, 300	337, 100	452, 400
54	279, 100	338, 400	453, 600
55	279, 900	339, 700	454, 800
56	280, 700	341, 000	456, 000
57	281, 400	342, 500	457, 100
58	282, 000	344, 100	457, 700
59	282, 800	345, 700	458, 200
60	283, 700	347, 300	458, 700
61	284, 500	348, 800	459, 200
62	285, 100	350, 400	
63	286, 000	352, 000	
64	286, 700	353, 500	
65	287, 700	355, 000	
66	288, 500	356, 600	
67	289, 300	358, 200	
68	290, 000	359, 700	
69	290, 700	361, 200	
70	291, 500	362, 800	
71	292, 300	364, 400	
72	293, 000	366, 000	
73	293, 700	367, 500	
74	294, 400	369, 100	
75	295, 100	370, 700	
76	295, 700	372, 200	
77	296, 300	373, 700	
78	297, 000	375, 100	
79	297, 700	376, 500	
80	298, 300	377, 800	
81	298, 900	379, 100	
82	299, 600	380, 500	
83	300, 300	381, 900	
84	301, 000	383, 200	
85	301, 700	384, 400	
86	302, 500	385, 800	
87	303, 200	387, 100	
88	303, 900	388, 400	
89	304, 600	389, 600	
90	305, 600	390, 900	
91	306, 400	392, 000	
92	307, 200	393, 200	

	93	307, 700	394, 400	
	94	308, 500	395, 500	
	95	309, 300	396, 700	
	96	310, 100	397, 900	
	97	310, 800	399, 300	
	98	311, 600	400, 300	
	99	312, 400	401, 300	
	100	313, 100	402, 300	
	101	313, 900	403, 200	
	102	314, 800	404, 300	
	103	315, 700	405, 400	
	104	316, 500	406, 500	
	105	317, 100	407, 200	
	106	317, 900	408, 100	
	107	318, 700	409, 000	
	108	319, 500	409, 900	
	109	320, 200	410, 700	
	110	320, 600	411, 500	
	111	321, 000	412, 300	
	112	321, 500	413, 100	
	113	322, 000	413, 700	
	114	322, 400	414, 400	
	115	322, 900	415, 100	
	116	323, 300	415, 800	
	117	323, 800	416, 400	
	118	324, 300	416, 900	
	119	324, 700	417, 300	
	120	325, 300	417, 600	
	121	325, 800	417, 900	
	122	326, 200	418, 200	
	123	326, 700	418, 500	
	124	327, 200	418, 700	
	125	327, 800	418, 900	
	126	328, 100	419, 200	
	127	328, 400	419, 500	
	128	328, 700	419, 700	
	129	328, 900	419, 900	
	130	329, 200	420, 200	
	131	329, 500	420, 500	
	132	329, 700	420, 700	
	133	329, 900	420, 900	
	134	330, 100	421, 200	
	135	330, 300	421, 500	
	136	330, 600	421, 700	
	137	330, 900	421, 900	
	138	331, 100	422, 200	
	139	331, 400	422, 500	
	140	331, 700	422, 700	

	141	331, 900	422, 900		
	142	332, 100	423, 200		
	143	332, 400	423, 500		
	144	332, 600	423, 800		
	145	332, 900	424, 000		
	146	333, 100			
	147	333, 400			
	148	333, 700			
	149	333, 900			
	150	334, 100			
	151	334, 400			
	152	334, 700			
	153	334, 900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		239, 700	280, 500	338, 300	424, 100

備考 1 この表は、高等学校、特別支援学校又は専修学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が 3 級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7, 700 円をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	200,900	221,800	350,500	437,900
	2	203,200	224,200	352,000	439,200
	3	205,500	226,700	353,500	440,400
	4	207,800	229,100	355,000	441,700
	5	210,000	231,500	356,400	442,800
	6	212,300	233,900	357,800	444,000
	7	214,500	236,300	359,200	445,200
	8	216,700	238,700	360,600	446,400
	9	218,900	241,100	362,000	447,700
	10	221,100	242,700	363,300	448,900
	11	223,300	244,300	364,700	449,900
	12	225,500	245,900	366,000	451,000
	13	227,800	247,600	367,200	452,200
	14	229,900	249,100	368,500	453,000
	15	232,000	250,500	369,700	453,800
	16	234,100	251,900	370,900	454,700
	17	236,200	253,300	372,100	455,600
	18	238,000	254,500	373,300	456,100
	19	239,700	255,700	374,500	456,600
	20	241,400	256,900	375,600	457,100
	21	243,100	258,300	376,700	457,600
	22	244,400	259,500	377,900	
	23	245,700	260,800	379,100	
	24	247,100	262,100	380,200	
	25	248,300	263,400	381,300	
	26	249,400	265,300	382,500	
	27	250,500	267,200	383,700	
	28	251,600	269,000	384,900	
	29	252,800	270,700	386,000	
	30	254,100	272,900	387,200	
	31	255,300	275,100	388,400	
	32	256,500	277,300	389,500	
	33	257,600	279,500	390,600	
	34	258,800	281,700	391,800	
	35	260,000	283,900	393,000	
	36	261,200	286,100	394,200	
	37	262,400	288,100	395,400	
	38	263,600	290,000	396,700	
	39	264,800	291,900	397,900	
	40	266,000	293,700	399,100	
	41	267,300	295,500	400,300	
	42	268,400	297,400	401,600	
	43	269,500	299,200	402,600	
	44	270,600	300,900	403,700	

45	271, 600	302, 600	405, 000
46	272, 400	304, 400	406, 200
47	273, 200	306, 200	407, 400
48	274, 000	307, 800	408, 600
49	274, 700	309, 400	409, 700
50	275, 500	311, 100	410, 700
51	276, 200	312, 900	412, 000
52	276, 900	314, 600	413, 200
53	277, 700	315, 900	414, 400
54	278, 500	317, 800	415, 500
55	279, 300	319, 600	416, 600
56	280, 000	321, 300	417, 700
57	280, 700	323, 000	418, 700
58	281, 500	324, 900	419, 900
59	282, 300	326, 700	421, 100
60	283, 000	328, 400	422, 300
61	283, 600	330, 100	422, 900
62	284, 300	331, 900	423, 800
63	285, 000	333, 700	424, 500
64	285, 600	335, 400	425, 000
65	286, 400	337, 100	425, 300
66	287, 100	338, 400	425, 600
67	287, 800	339, 700	426, 000
68	288, 500	341, 000	426, 400
69	289, 200	342, 500	426, 700
70	290, 000	344, 000	427, 100
71	290, 700	345, 600	427, 400
72	291, 400	347, 100	427, 700
73	291, 900	348, 500	428, 000
74	292, 600	350, 000	428, 400
75	293, 300	351, 500	428, 700
76	293, 900	353, 000	429, 000
77	294, 500	354, 400	429, 300
78	295, 200	355, 900	429, 600
79	295, 800	357, 400	429, 900
80	296, 400	358, 900	430, 100
81	297, 000	360, 300	430, 300
82	297, 600	361, 600	
83	298, 200	362, 900	
84	298, 800	364, 100	
85	299, 300	365, 400	
86	299, 800	366, 600	
87	300, 300	367, 800	
88	300, 800	368, 900	
89	301, 200	370, 000	
90	301, 800	371, 100	
91	302, 300	372, 200	
92	302, 800	373, 300	

	93	303, 100	374, 400	
	94	303, 600	375, 600	
	95	304, 100	376, 700	
	96	304, 500	377, 800	
	97	304, 900	378, 800	
	98	305, 400	379, 800	
	99	306, 000	380, 700	
	100	306, 400	381, 600	
	101	306, 800	382, 400	
	102	307, 200	383, 400	
	103	307, 600	384, 400	
	104	307, 900	385, 300	
	105	308, 100	386, 100	
	106	308, 400	387, 000	
	107	308, 700	387, 900	
	108	308, 900	388, 800	
	109	309, 100	389, 600	
	110	309, 300	390, 600	
	111	309, 600	391, 500	
	112	309, 900	392, 400	
	113	310, 100	393, 000	
	114	310, 300	393, 900	
	115	310, 500	394, 800	
	116	310, 800	395, 700	
	117	311, 100	396, 500	
	118	311, 300	397, 200	
	119	311, 600	398, 000	
	120	311, 900	398, 800	
	121	312, 100	399, 400	
	122	312, 300	400, 100	
	123	312, 500	400, 800	
	124	312, 800	401, 400	
	125	313, 100	402, 000	
	126		402, 700	
	127		403, 200	
	128		403, 800	
	129		404, 500	
	130		405, 100	
	131		405, 600	
	132		406, 100	
	133		406, 400	
	134		406, 700	
	135		407, 000	
	136		407, 300	
	137		407, 600	
	138		407, 900	
	139		408, 200	
	140		408, 500	

	141		408,800		
	142		409,100		
	143		409,400		
	144		409,700		
	145		409,900		
	146		410,200		
	147		410,500		
	148		410,700		
	149		410,900		
	150		411,200		
	151		411,500		
	152		411,700		
	153		411,900		
	154		412,200		
	155		412,500		
	156		412,700		
	157		412,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		230,900	277,400	331,700	414,000

備考 1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が 3 級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2（第 3 条関係）

医 療 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,600	228,600	264,300	283,200	316,600	362,500	417,100
	2	191,700	229,900	265,100	284,000	318,000	364,200	419,000
	3	193,800	231,200	265,900	284,800	319,400	365,900	420,900
	4	195,900	232,500	266,800	285,500	320,800	367,500	422,700
	5	197,900	233,700	267,600	286,300	322,200	369,100	424,600
	6	199,900	234,800	268,400	287,000	323,800	370,700	426,200
	7	201,900	235,800	269,200	287,700	325,400	372,300	427,800
	8	203,700	236,800	270,000	288,500	326,900	373,900	429,300
	9	205,500	237,900	270,800	289,300	328,400	375,500	430,800
	10	207,500	239,100	271,600	290,100	330,000	377,500	432,100
	11	209,400	240,400	272,400	290,900	331,500	379,500	433,400
	12	211,500	241,700	273,200	291,600	333,000	381,500	434,700
	13	213,200	243,000	274,000	292,300	334,500	382,900	436,000
	14	215,200	244,300	274,800	293,400	336,100	384,700	437,200
	15	217,400	245,600	275,600	294,500	337,600	386,400	438,400
	16	219,500	246,900	276,400	295,700	339,100	388,100	439,500
	17	221,600	248,100	277,200	296,900	340,600	389,800	440,700
	18	222,700	249,300	278,000	298,100	342,200	391,300	441,800
	19	223,800	250,500	278,800	299,300	343,800	392,800	443,000
	20	224,900	251,700	279,600	300,500	345,400	394,300	444,300
	21	226,000	252,800	280,400	301,700	346,700	395,600	445,400
	22	227,000	253,700	281,300	302,900	348,200	396,900	446,200
	23	227,900	254,500	282,200	304,100	349,700	398,200	446,600
	24	228,800	255,300	283,000	305,300	351,200	399,300	447,300
	25	229,700	256,100	283,800	306,600	352,700	400,400	447,800
	26	230,600	256,900	284,700	307,800	354,200	401,500	448,200
	27	231,500	257,700	285,600	308,900	355,700	402,600	448,600
	28	232,400	258,500	286,500	310,100	357,100	403,700	449,000
	29	233,300	259,300	287,300	311,400	358,500	404,600	449,400
	30	234,200	260,100	288,400	312,600	360,100	405,400	449,800
	31	235,100	260,900	289,400	313,800	361,600	406,200	450,200
	32	236,000	261,700	290,400	315,000	363,100	407,000	450,500
	33	236,800	262,500	291,400	316,200	364,300	407,400	450,800
	34	237,600	263,300	292,500	317,300	365,500	408,000	451,200
	35	238,400	264,000	293,500	318,500	366,700	408,500	451,500
	36	239,200	264,800	294,500	319,700	367,800	408,900	451,800
	37	240,000	265,700	295,500	320,900	368,800	409,300	452,100
	38	240,800	266,600	296,500	322,200	369,600	409,500	
	39	241,600	267,400	297,500	323,500	370,600	409,800	
	40	242,400	268,200	298,500	324,700	371,700	410,100	
	41	243,000	269,000	299,500	325,700	372,700	410,400	
	42	243,600	269,800	300,700	326,900	373,700	410,700	
	43	244,200	270,600	301,800	328,100	374,700	411,000	
	44	244,700	271,400	302,900	329,300	375,600	411,300	

45	245, 200	272, 100	304, 000	330, 400	376, 400	411, 500
46	245, 800	272, 900	305, 100	331, 400	377, 200	411, 800
47	246, 400	273, 700	306, 300	332, 400	378, 100	412, 100
48	246, 800	274, 500	307, 400	333, 300	378, 900	412, 400
49	247, 200	275, 200	308, 500	334, 200	379, 400	412, 600
50	247, 700	276, 000	309, 600	335, 200	380, 200	412, 900
51	248, 200	276, 700	310, 700	336, 200	381, 000	413, 200
52	248, 700	277, 400	311, 800	337, 100	381, 800	413, 500
53	249, 000	278, 100	312, 800	337, 600	382, 200	413, 700
54	249, 300	278, 800	313, 800	338, 500	382, 900	
55	249, 600	279, 500	314, 800	339, 200	383, 600	
56	249, 900	280, 200	315, 800	340, 100	384, 200	
57	250, 200	280, 900	316, 800	340, 800	384, 700	
58	250, 500	281, 600	317, 800	341, 100	385, 200	
59	250, 800	282, 300	318, 800	341, 600	385, 800	
60	251, 100	282, 900	319, 700	342, 200	386, 400	
61	251, 400	283, 500	320, 600	342, 800	386, 800	
62	251, 700	284, 200	321, 400	343, 500	387, 300	
63	252, 000	284, 900	322, 100	344, 200	387, 800	
64	252, 300	285, 500	322, 800	344, 800	388, 300	
65	252, 600	286, 200	323, 400	345, 600	388, 900	
66	252, 900	286, 900	324, 100	346, 100	389, 400	
67	253, 200	287, 600	324, 700	346, 700	390, 000	
68	253, 500	288, 200	325, 400	347, 300	390, 600	
69	253, 800	288, 800	326, 000	347, 600	391, 100	
70	254, 100	289, 500	326, 200	348, 200	391, 600	
71	254, 400	290, 200	326, 700	348, 700	392, 100	
72	254, 600	290, 800	327, 200	349, 200	392, 600	
73	254, 800	291, 400	327, 800	349, 700	392, 900	
74	255, 100	291, 900	328, 300	350, 200	393, 400	
75	255, 400	292, 300	328, 800	350, 700	393, 800	
76	255, 600	292, 700	329, 200	351, 100	394, 200	
77	255, 800	293, 100	329, 800	351, 400	394, 600	
78	256, 100	293, 400	330, 300	351, 700		
79	256, 400	293, 700	330, 700	351, 900		
80	256, 600	294, 000	331, 200	352, 200		
81	256, 800	294, 300	331, 700	352, 700		
82	257, 100	294, 600	332, 100	353, 000		
83	257, 400	294, 900	332, 300	353, 300		
84	257, 600	295, 200	332, 600	353, 600		
85	257, 800	295, 400	333, 000	354, 000		
86		295, 600	333, 400	354, 300		
87		295, 800	333, 700	354, 600		
88		296, 000	334, 000	354, 900		
89		296, 400	334, 300	355, 300		
90		296, 600	334, 500	355, 600		
91		296, 800	334, 900	355, 900		
92		297, 000	335, 200	356, 200		

	93		297,400	335,400	356,500			
	94		297,600	335,700	356,900			
	95		297,800	336,000	357,300			
	96		298,100	336,300	357,700			
	97		298,400	336,500	358,200			
	98		298,600	336,800	358,600			
	99		298,800	337,100	359,000			
	100		299,100	337,300	359,400			
	101		299,400	337,500	359,900			
	102		299,600	337,700				
	103		299,800	338,100				
	104		300,100	338,300				
	105		300,400	338,500				
	106			338,900				
	107			339,300				
	108			339,700				
	109			339,900				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		194,000	220,700	249,400	263,000	288,800	330,100	372,900

備考 この表は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は共同調理場に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第 3（第 3 条関係）

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務 の 級 号	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額	9 級 給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,400	231,200	266,700	300,300	322,900	357,000	410,400	460,600	512,800
	2	185,500	232,700	267,700	301,800	324,700	358,700	412,300	466,200	519,700
	3	186,700	234,200	268,700	303,300	326,600	360,300	414,200	471,200	525,000
	4	187,900	235,700	269,700	304,700	328,300	361,900	416,000	475,900	529,300
	5	189,000	237,200	270,700	306,200	330,000	363,500	417,800	479,900	532,800
	6	190,700	238,700	271,700	307,300	331,700	365,400	419,600	483,500	536,100
	7	192,300	240,200	272,700	308,300	333,400	366,900	421,400	486,500	539,100
	8	193,900	241,700	273,700	309,500	335,100	368,500	423,200	489,000	541,600
	9	195,500	243,200	274,700	310,700	336,700	369,900	424,900	491,000	543,700
	10	197,200	244,600	275,700	312,300	338,400	371,500	426,400		
	11	198,800	246,000	276,700	313,900	340,100	373,100	427,900		
	12	200,400	247,500	277,800	315,500	341,700	374,600	429,400		
	13	202,000	248,700	278,800	317,000	343,200	376,500	430,900		
	14	203,700	249,900	280,100	318,600	344,800	378,400	432,200		
	15	205,400	251,100	281,400	320,200	346,500	380,300	433,500		
	16	207,200	252,300	282,600	321,800	348,000	382,100	434,700		
	17	208,500	253,400	283,900	323,300	349,400	383,600	435,900		
	18	210,100	254,500	285,200	325,000	351,100	385,500	437,200		
	19	211,700	255,600	286,500	326,700	352,700	387,200	438,500		
	20	213,200	256,700	287,700	328,300	354,300	388,800	439,700		
	21	214,700	257,700	288,800	329,700	355,500	390,500	440,900		
	22	216,300	258,700	290,000	331,400	357,000	391,900	441,700		
	23	217,900	259,700	291,300	333,100	358,500	393,300	442,500		
	24	219,500	260,700	292,600	334,700	360,000	394,700	443,300		
	25	221,100	261,700	293,900	335,900	361,700	396,100	444,000		
	26	222,800	262,600	294,900	337,800	363,500	397,300	444,600		
	27	224,100	263,500	295,900	339,500	365,300	398,500	445,200		
	28	225,400	264,400	297,000	341,100	367,000	399,500	445,800		
	29	226,800	265,200	298,100	342,600	368,400	400,600	446,500		
	30	227,900	266,000	299,300	344,200	369,700	401,800	447,300		
	31	229,000	266,900	300,400	345,900	370,900	402,900	447,700		
	32	230,100	267,700	301,600	347,500	372,300	404,100	448,400		
	33	231,200	268,400	302,800	349,200	373,400	404,800	448,900		
	34	232,300	269,200	304,100	351,000	374,300	405,500	449,300		
	35	233,400	270,000	305,400	352,800	375,300	406,200	449,700		
	36	234,500	270,700	306,800	354,600	376,400	406,900	450,100		
	37	235,600	271,400	308,100	356,100	377,200	407,500	450,500		
	38	236,600	272,200	309,400	357,500	378,100	408,100	450,900		
	39	237,600	273,000	310,700	358,900	379,000	408,600	451,300		
	40	238,500	273,700	312,000	360,300	379,800	409,000	451,600		
	41	239,400	274,400	313,300	361,800	380,600	409,400	451,900		
	42	240,300	275,200	314,600	362,600	381,400	409,600	452,300		
	43	241,100	276,000	315,900	363,600	382,200	409,900	452,600		
	44	241,900	276,700	317,000	364,700	382,900	410,200	452,900		

	45	242, 600	277, 400	317, 900	365, 600	383, 600	410, 500	453, 200		
	46	243, 200	278, 100	319, 200	366, 700	384, 400	410, 800			
	47	243, 800	278, 800	320, 500	367, 600	385, 100	411, 100			
	48	244, 400	279, 500	321, 800	368, 600	385, 800	411, 400			
	49	245, 000	280, 200	323, 000	369, 500	386, 300	411, 600			
	50	245, 600	280, 900	324, 300	370, 200	386, 900	411, 900			
	51	246, 200	281, 600	325, 600	370, 900	387, 500	412, 200			
	52	246, 800	282, 300	326, 800	371, 500	388, 200	412, 500			
	53	247, 300	282, 900	328, 100	371, 900	388, 600	412, 700			
	54	247, 700	283, 600	329, 200	372, 500	389, 200	413, 000			
	55	248, 000	284, 200	330, 300	373, 200	389, 800	413, 300			
	56	248, 300	284, 900	331, 400	373, 900	390, 300	413, 600			
	57	248, 600	285, 500	332, 100	374, 200	390, 700	413, 800			
	58	248, 900	286, 300	333, 000	374, 900	391, 300	414, 100			
	59	249, 200	286, 900	333, 700	375, 600	391, 900	414, 400			
	60	249, 500	287, 600	334, 500	376, 200	392, 400	414, 600			
	61	249, 800	288, 200	335, 300	376, 500	392, 800	414, 800			
	62	250, 100	288, 900	335, 700	377, 000	393, 300	415, 100			
	63	250, 400	289, 500	336, 300	377, 600	393, 800	415, 400			
	64	250, 700	290, 000	337, 000	378, 200	394, 400	415, 600			
	65	251, 000	290, 500	337, 800	378, 500	394, 700	415, 800			
	66	251, 300	291, 100	338, 500	379, 100	395, 100	416, 100			
	67	251, 600	291, 600	339, 200	379, 800	395, 500	416, 400			
	68	251, 900	292, 200	339, 800	380, 400	395, 900	416, 600			
	69	252, 200	292, 700	340, 300	380, 800	396, 200	416, 800			
	70	252, 500	293, 200	340, 900	381, 300	396, 500	417, 100			
	71	252, 800	293, 800	341, 400	381, 900	396, 800	417, 400			
	72	253, 100	294, 400	342, 000	382, 400	397, 000	417, 600			
	73	253, 400	294, 900	342, 300	382, 900	397, 200	417, 800			
	74	253, 700	295, 400	342, 800	383, 500	397, 500				
	75	254, 000	295, 800	343, 200	384, 000	397, 800				
	76	254, 300	296, 100	343, 600	384, 400	398, 000				
	77	254, 600	296, 300	344, 000	384, 800	398, 200				
	78	254, 900	296, 600	344, 500	385, 300	398, 500				
	79	255, 200	296, 800	345, 100	385, 700	398, 800				
	80	255, 500	297, 100	345, 600	386, 100	399, 000				
	81	255, 800	297, 300	345, 900	386, 500	399, 200				
	82	256, 100	297, 500	346, 300	387, 000	399, 500				
	83	256, 400	297, 800	346, 700	387, 400	399, 800				
	84	256, 700	298, 000	347, 100	387, 800	400, 000				
	85	257, 000	298, 300	347, 400	388, 100	400, 200				
	86	257, 300	298, 600	347, 800						
	87	257, 600	298, 900	348, 200						
	88	257, 900	299, 200	348, 600						
	89	258, 200	299, 500	348, 800						
	90	258, 500	299, 800	349, 200						
	91	258, 800	300, 100	349, 600						
	92	259, 100	300, 500	350, 000						

	93	259,400	300,700	350,200						
	94		300,900	350,600						
	95		301,200	351,000						
	96		301,600	351,300						
	97		301,800	351,600						
	98		302,100	352,000						
	99		302,500	352,400						
	100		302,900	352,800						
	101		303,100	353,300						
	102		303,400	353,700						
	103		303,700	354,100						
	104		304,000	354,500						
	105		304,200	355,000						
	106		304,500	355,400						
	107		304,800	355,700						
	108		305,100	356,000						
	109		305,300	356,500						
	110		305,800							
	111		306,200							
	112		306,500							
	113		306,700							
	114		306,900							
	115		307,200							
	116		307,600							
	117		307,800							
	118		308,000							
	119		308,300							
	120		308,600							
	121		309,000							
	122		309,200							
	123		309,500							
	124		309,800							
	125		310,100							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		193,000	220,600	261,300	281,100	296,400	322,200	364,500	398,200	450,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

別表第 4（第 3 条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	208,400	219,900	277,400	320,800	367,500	410,600
	2	210,100	223,100	279,200	321,900	369,200	412,700
	3	211,800	226,300	280,900	323,000	370,900	414,800
	4	213,400	229,600	282,600	324,000	372,600	416,900
	5	214,900	232,800	284,300	325,000	374,100	418,900
	6	217,600	235,900	285,900	326,500	375,800	420,300
	7	220,300	239,000	287,300	328,100	377,500	421,700
	8	222,900	242,000	288,800	329,700	379,100	423,100
	9	225,500	245,000	290,300	331,600	380,700	424,600
	10	227,800	248,000	291,800	333,200	382,200	425,900
	11	229,900	250,800	293,200	334,800	383,700	427,200
	12	232,000	253,600	294,600	336,400	385,300	428,400
	13	234,100	256,400	296,000	338,100	386,800	429,600
	14	235,900	259,300	297,400	339,700	388,200	430,800
	15	237,700	262,100	298,800	341,300	389,500	432,000
	16	239,300	264,700	300,200	342,900	390,800	433,100
	17	240,800	267,400	301,600	344,400	392,300	434,100
	18	242,400	268,800	303,000	345,300	393,900	435,200
	19	244,000	270,200	304,300	346,100	395,500	436,300
	20	245,500	271,600	305,700	346,900	397,100	437,400
	21	247,100	273,000	307,000	347,700	398,700	438,400
	22	248,400	274,200	307,800	348,500	400,200	439,300
	23	249,600	275,400	308,600	349,300	401,600	440,200
	24	250,800	276,500	309,300	350,100	403,000	441,100
	25	251,900	277,600	310,000	350,900	404,500	442,000
	26	253,000	278,200	310,700	351,700	405,800	442,900
	27	254,100	278,700	311,400	352,500	407,000	443,900
	28	255,100	279,200	312,100	353,300	408,200	444,700
	29	256,100	279,700	312,800	354,000	409,400	445,100
	30	257,000	280,100	313,400	354,800	410,500	445,700
	31	257,900	280,500	314,000	355,600	411,500	446,300
	32	258,700	280,900	314,600	356,300	412,500	446,900
	33	259,500	281,300	315,200	357,000	413,000	447,400
	34	260,300	281,700	315,800	357,700	413,900	447,700
	35	261,100	282,100	316,400	358,400	414,800	448,200
	36	261,800	282,400	316,900	359,100	415,700	448,600
	37	262,500	282,700	317,400	359,800	416,600	448,900
	38	263,200	283,000	317,900	360,500	417,500	449,500
	39	263,900	283,300	318,400	361,100	418,400	450,100
	40	264,500	283,600	318,800	361,800	419,300	450,700
	41	265,100	283,900	319,200	362,600	420,100	451,300
	42	265,700	284,200	319,600	363,400	421,000	452,000
	43	266,400	284,500	320,000	364,100	421,900	452,600
	44	267,000	284,800	320,400	364,900	422,600	453,200

45	267, 600	285, 100	320, 800	365, 600	422, 800	453, 500
46	268, 200	285, 400	321, 200	366, 400	423, 200	454, 200
47	268, 800	285, 700	321, 600	367, 200	423, 600	454, 900
48	269, 400	286, 100	322, 000	368, 000	424, 000	455, 600
49	270, 000	286, 400	322, 400	368, 800	424, 300	456, 000
50	270, 600	286, 700	322, 800	369, 800	424, 500	456, 300
51	271, 200	287, 000	323, 200	370, 700	424, 900	456, 600
52	271, 800	287, 200	323, 500	371, 400	425, 300	456, 800
53	272, 300	287, 400	323, 800	372, 000	425, 600	457, 000
54	272, 800	287, 700	324, 100	372, 900	426, 100	457, 200
55	273, 300	288, 000	324, 400	373, 800	426, 700	457, 500
56	273, 800	288, 200	324, 700	374, 600	427, 200	457, 800
57	274, 300	288, 400	325, 000	375, 100	427, 800	458, 000
58	274, 800	288, 700	325, 400	375, 500	428, 400	458, 300
59	275, 300	289, 000	325, 700	375, 800	428, 900	458, 600
60	275, 700	289, 200	325, 900	376, 100	429, 400	458, 800
61	276, 100	289, 400	326, 100	376, 400	430, 000	459, 000
62	276, 400	289, 700	326, 400	376, 800	430, 500	
63	276, 700	290, 000	326, 700	377, 100	431, 100	
64	276, 900	290, 200	326, 900	377, 400	431, 700	
65	277, 100	290, 400	327, 100	377, 600	432, 200	
66	277, 400	290, 600	327, 400	377, 900	432, 800	
67	277, 700	290, 800	327, 700	378, 200	433, 300	
68	277, 900	291, 100	327, 900	378, 500	433, 900	
69	278, 100	291, 400	328, 100	378, 800	434, 400	
70	278, 400			379, 000	434, 900	
71	278, 600			379, 400	435, 500	
72	278, 800			379, 700	436, 100	
73	279, 100			380, 000	436, 400	
74				380, 500	437, 000	
75				381, 000	437, 600	
76				381, 400	438, 100	
77				381, 800	438, 500	
78				382, 200	439, 000	
79				382, 700	439, 700	
80				383, 200	440, 400	
81				383, 600	440, 600	
82				384, 100		
83				384, 600		
84				385, 000		
85				385, 500		
86				386, 000		
87				386, 500		
88				387, 000		
89				387, 300		
90				387, 700		
91				388, 000		
92				388, 400		

	93				388,900		
	94				389,200		
	95				389,700		
	96				390,100		
	97				390,700		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		220,500	226,200	256,400	286,400	327,900	356,900

備考 この表は、高等学校の実習船に乗り組む学校職員に適用する。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正）

第 2 条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 条中「から第 10 条まで、第 10 条の 3、第 10 条の 5、第 13 条及び第 13 条の 2」を「及び第 9 条」に、「第 6 条の 2 及び第 7 条の 2 から第 7 条の 5 まで」を「及び第 6 条の 2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において鹿児島県学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 から別表第 4 までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び任命権者が人事委員会と協議して定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

4 切替日以後に新たに給与条例第 4 条第 10 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例附則第 11 条の規定によりその例によることとされている附則第 7 条に規定する暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第 7 条の 3 の規定は、切替日以後に同条第 1 項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する高等学校若しくは特別支援学校の移転があった再任用職員について適用する。

（再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

5 再任用職員に対して適用されることとなる給与条例第 7 条の 5 の規定は、切替日以後に同条第 1 項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する学校若しくは共同調理場の移転があった再任用職員について適用する。

（委任）

6 第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会と協議して定める。

附則別表（附則第 3 項関係）

号 給 の 切 替 表

ア 教育職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10

56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

イ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	

58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	

ウ 教育職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	
46	34	
47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	

58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	

エ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	

58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

オ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		

58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

カ 海事職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	1 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	1	1
7	1	3	1	1
8	1	4	1	1
9	1	5	1	1
10	1	6	2	1
11	1	7	3	1
12	1	8	4	1
13	1	9	5	1
14	2	10	6	2
15	3	11	7	3
16	4	12	8	4
17	5	13	9	5
18	6	14	10	6
19	7	15	11	7
20	8	16	12	8
21	9	17	13	9
22	10	18	14	10
23	11	19	15	11
24	12	20	16	12
25	13	21	17	13
26	14	22	18	14
27	15	23	19	15
28	16	24	20	16
29	17	25	21	17
30	18	26	22	18
31	19	27	23	19
32	20	28	24	20
33	21	29	25	21
34	22	30	26	22
35	23	31	27	23
36	24	32	28	24
37	25	33	29	25
38	26	34	30	26
39	27	35	31	27
40	28	36	32	28
41	29	37	33	29
42	30	38	34	30
43	31	39	35	31
44	32	40	36	32
45	33	41	37	33
46	34	42	38	34
47	35	43	39	35
48	36	44	40	36
49	37	45	41	37
50	38	46	42	38
51	39	47	43	39
52	40	48	44	40
53	41	49	45	41
54	42	50	46	42
55	43	51	47	43
56	44	52	48	44
57	45	53	49	45

58	46	54	50	46
59	47	55	51	47
60	48	56	52	48
61	49	57	53	49
62	50	58	54	50
63	51	59	55	51
64	52	60	56	52
65	53	61	57	53
66	54	62	58	54
67	55	63	59	55
68	56	64	60	56
69	57	65	61	57
70	58	66	62	58
71	59	67	63	59
72	60	68	64	60
73	61	69	65	61
74	62	70	66	
75	63	71	67	
76	64	72	68	
77	65	73	69	
78	66	74	70	
79	67	75	71	
80	68	76	72	
81	69	77	73	
82	70	78	74	
83	71	79	75	
84	72	80	76	
85	73	81	77	
86		82	78	
87		83	79	
88		84	80	
89		85	81	
90		86		
91		87		
92		88		
93		89		
94		90		
95		91		
96		92		
97		93		
98		94		
99		95		
100		96		
101		97		

.....

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第30号

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次

の 1 号を加える。

(4) 夜間中学教育手当

第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

(夜間中学教育手当)

第 5 条 夜間中学教育手当は、夜間において授業を行う学級を置く中学校の教育職員が、当該学校の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 3 号及び第 4 号に掲げる教育職員以外の教育職員（以下「一般職員」という。）でその職務の級が 2 級以上であるもの 880 円

(2) 一般職員でその職務の級が 1 級であるもの 700 円

(3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された教育職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）でその職務の級が 2 級以上であるもの 600 円

(4) 定年前再任用短時間勤務職員でその職務の級が 1 級であるもの 510 円

第 6 条 削除

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 31 号

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員定数条例（昭和 51 年鹿児島県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「3,127 人」を「3,141 人」に改め、同条第 3 号中「1,664 人」を「1,768 人」に改め、同条第 4 号中「12,375 人」を「12,271 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 32 号

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 42 号）の一部を次

のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条，第 5 条関係）

1 鹿児島県立図書館

区 分		使 用 料			
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
大研 修室	冷暖房設備を使用 しない場合	5,650円	7,490円	3,810円	13,140円
	冷暖房設備を使用 する場合	7,390円	9,780円	5,000円	17,170円
第 1 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	2,060円	2,720円	1,410円	4,780円
	冷暖房設備を使用 する場合	2,720円	3,580円	1,840円	6,300円
第 2 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	1,080円	1,410円	760円	2,490円
	冷暖房設備を使用 する場合	1,410円	1,840円	1,080円	3,250円
第 3 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	3,810円	5,000円	2,490円	8,810円
	冷暖房設備を使用 する場合	5,000円	6,520円	3,260円	11,520円

備考 利用時間には，準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 鹿児島県立奄美図書館

区 分		使 用 料			
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
第 1 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	3,740円	4,990円	3,520円	8,730円
	冷暖房設備を使用 する場合	4,760円	6,350円	4,650円	11,110円
第 2 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	1,930円	2,500円	1,810円	4,430円
	冷暖房設備を使用 する場合	2,380円	3,180円	2,380円	5,560円

第 3 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	1, 930円	2, 500円	1, 810円	4, 430円
	冷暖房設備を使用 する場合	2, 380円	3, 180円	2, 380円	5, 560円

備考 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第33号

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 120円」を「1, 140円」に、「350円」を「360円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第34号

鹿児島県監査委員条例の一部を改正する条例

鹿児島県監査委員条例（昭和39年鹿児島県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第22条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第35号

鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施

行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例

（鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年鹿児島県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に、「行政職給料表」を「海事職給料表」に、「7 級」を「6 級」に、「同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして警察本部長が人事委員会と協議して定める職員」を「医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの」に改め、同条第 6 項を次のように改める。

6 次に掲げる職員の第 4 項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて警察本部長が人事委員会と協議して定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55 歳（警察本部長が人事委員会と協議して定める職員にあつては、56 歳以上の年齢で警察本部長が人事委員会と協議して定めるもの）に達した日以後における最初の 4 月 1 日以後在職している職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして警察本部長が人事委員会と協議して定める職員

第 9 条の 4 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項中「に定める額」の次に「（前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して公安委員会が人事委員会と協議して定める勤務をした管理監督職員にあつてはその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を加え、同項第 1 号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して公安委員会が人事委員会と協議して定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を削る。

第 9 条の 5 第 1 項中「第 7 条の 2、第 8 条の 2 及び第 8 条の 3」を「及び第 7 条の 2」に改め、同条第 2 項中「第 7 条に規定する給料の特別調整額を支給される」を「第 7 条第 1 項の規定に基づく公安委員会が人事委員会と協議して指定する職を占める」に改める。

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額	9 級 給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	212,700	233,800	256,800	296,900	333,600	355,100	386,100	422,400	468,400
	2	215,100	236,000	258,800	297,900	335,100	356,800	387,800	424,100	474,600
	3	217,500	238,200	261,000	298,900	336,600	358,500	389,500	425,700	479,600
	4	219,900	240,400	263,200	299,800	338,100	360,100	391,200	427,200	484,000
	5	222,300	242,600	265,300	300,400	339,600	361,700	392,700	428,700	488,000
	6	224,700	244,600	266,700	301,100	341,000	363,400	394,300	430,300	491,500
	7	227,200	246,700	268,000	301,800	342,300	365,100	395,900	431,700	494,500
	8	229,400	248,500	269,300	302,500	343,600	366,700	397,500	433,100	497,000
	9	231,600	250,300	270,600	303,200	345,000	368,300	399,100	434,200	499,200
	10	233,700	252,000	271,900	303,900	346,600	369,900	400,700	435,600	
	11	235,800	253,700	273,200	304,600	348,200	371,500	402,300	437,100	
	12	237,800	255,100	274,500	305,200	349,800	373,100	403,900	438,600	
	13	239,800	256,500	275,800	306,000	351,300	374,700	405,500	439,900	
	14	241,800	258,300	277,000	306,800	352,900	376,300	407,500	441,600	
	15	243,800	259,700	278,100	307,500	354,500	377,900	409,500	443,200	
	16	245,400	261,200	279,600	308,300	356,000	379,500	411,500	444,900	
	17	247,100	262,700	280,900	309,000	357,500	381,100	413,000	446,300	
	18	248,600	263,900	282,200	309,800	359,100	382,700	414,700	448,000	
	19	250,100	265,100	283,500	310,800	360,700	384,400	416,300	449,700	
	20	251,600	266,300	284,700	311,700	362,200	386,000	418,000	451,300	
	21	253,100	267,600	286,000	312,600	363,700	387,600	419,600	452,700	
	22	254,700	268,800	286,600	313,900	365,400	389,200	421,100	453,400	
	23	256,200	270,100	287,200	315,200	367,000	390,900	422,600	454,100	
	24	257,700	271,400	287,800	316,500	368,600	392,600	424,100	454,800	
	25	259,200	272,800	288,300	317,800	370,000	394,300	425,300	455,200	
	26	260,400	274,200	288,900	319,300	371,700	396,300	426,800	455,700	
	27	261,600	275,500	289,500	320,600	373,400	398,200	428,300	456,300	
	28	262,800	276,800	290,000	321,700	375,000	400,100	429,700	456,900	
	29	264,000	277,800	290,500	322,700	376,600	401,800	431,200	457,500	
	30	265,300	279,100	291,100	323,900	378,200	403,200	432,500	458,200	
	31	266,700	280,400	291,600	325,100	379,800	404,500	433,700	458,700	
	32	268,000	281,600	292,100	326,300	381,500	405,800	434,900	459,200	
	33	269,300	282,800	292,600	327,400	383,200	406,800	435,900	459,700	
	34	270,800	283,400	293,200	328,600	385,300	407,900	436,600	460,000	
	35	272,100	284,000	293,700	329,800	387,300	408,900	437,400	460,300	
	36	273,500	284,600	294,200	330,900	389,300	409,900	438,100	460,700	
	37	274,500	285,100	294,700	332,000	391,000	411,000	438,600	461,100	
	38	275,800	285,700	295,300	333,200	392,700	412,200	439,000	461,300	
	39	277,100	286,400	295,900	334,400	394,200	413,300	439,400	461,600	
	40	278,300	287,000	296,500	335,600	395,700	414,400	439,700	461,800	
	41	279,500	287,500	297,200	336,800	396,900	415,600	440,000	462,200	
	42	280,100	288,100	297,900	338,000	397,900	416,400	440,300	462,400	
	43	280,700	288,700	298,600	339,200	398,900	417,200	440,600	462,600	
	44	281,300	289,200	299,300	340,400	399,900	417,800	440,900	462,800	

	45	281, 700	289, 700	299, 900	341, 600	401, 000	418, 300	441, 100	463, 300	
	46	282, 300	290, 200	300, 800	342, 900	402, 100	419, 000	441, 400		
	47	282, 800	290, 700	301, 600	344, 100	403, 200	419, 700	441, 700		
	48	283, 300	291, 200	302, 400	345, 400	404, 400	420, 300	442, 000		
	49	283, 800	291, 800	303, 200	346, 600	405, 700	421, 000	442, 300		
	50	284, 400	292, 300	304, 300	348, 000	406, 500	421, 400	442, 600		
	51	284, 900	292, 900	305, 400	349, 300	407, 300	422, 000	442, 900		
	52	285, 400	293, 500	306, 500	350, 600	407, 900	422, 600	443, 200		
	53	286, 000	294, 100	307, 500	351, 500	408, 400	423, 000	443, 500		
	54	286, 600	294, 800	308, 600	352, 800	409, 100	423, 400	443, 800		
	55	287, 100	295, 500	309, 600	354, 000	409, 800	424, 000	444, 100		
	56	287, 600	296, 200	310, 700	355, 200	410, 500	424, 500	444, 400		
	57	288, 100	296, 800	311, 700	356, 400	410, 800	425, 000	444, 600		
	58	288, 600	297, 700	312, 800	357, 800	411, 500	425, 600	444, 900		
	59	289, 100	298, 500	313, 900	359, 200	412, 200	426, 000	445, 200		
	60	289, 600	299, 300	315, 000	360, 600	412, 700	426, 400	445, 400		
	61	290, 100	300, 100	316, 000	361, 900	413, 100	426, 800	445, 600		
	62	290, 600	301, 000	317, 100	363, 400	413, 500	427, 100	445, 900		
	63	291, 100	301, 900	318, 200	365, 000	414, 000	427, 400	446, 200		
	64	291, 600	302, 800	319, 300	366, 400	414, 500	427, 700	446, 500		
	65	292, 100	303, 600	320, 300	367, 600	415, 000	428, 000	446, 700		
	66	292, 600	304, 500	321, 400	369, 000	415, 400	428, 300	447, 000		
	67	293, 100	305, 300	322, 500	370, 300	415, 900	428, 600	447, 300		
	68	293, 600	306, 200	323, 600	371, 700	416, 400	428, 800	447, 600		
	69	294, 100	307, 100	324, 600	372, 800	416, 900	429, 000	447, 800		
	70	294, 600	308, 000	325, 900	374, 000	417, 400	429, 300	448, 100		
	71	295, 100	308, 900	327, 100	375, 200	418, 000	429, 600	448, 400		
	72	295, 600	309, 800	328, 300	376, 400	418, 500	429, 800	448, 700		
	73	296, 100	310, 600	329, 000	377, 700	418, 900	430, 000	448, 900		
	74	296, 700	311, 500	330, 300	378, 900	419, 500	430, 300			
	75	297, 300	312, 400	331, 600	380, 100	420, 000	430, 600			
	76	297, 800	313, 200	332, 900	381, 200	420, 200	430, 800			
	77	298, 300	313, 900	334, 200	382, 300	420, 500	431, 000			
	78	298, 900	314, 800	335, 600	383, 500	421, 000	431, 300			
	79	299, 500	315, 700	337, 000	384, 700	421, 300	431, 600			
	80	300, 100	316, 700	338, 400	385, 900	421, 600	431, 800			
	81	300, 700	317, 600	339, 700	387, 000	421, 900	432, 000			
	82	301, 400	318, 700	341, 300	387, 600	422, 300	432, 300			
	83	302, 100	319, 700	342, 800	388, 100	422, 700	432, 600			
	84	302, 700	320, 700	344, 300	388, 600	423, 100	432, 800			
	85	303, 300	321, 600	345, 800	389, 200	423, 400	433, 000			
	86	304, 000	322, 600	347, 300	389, 800					
	87	304, 700	323, 600	348, 800	390, 400					
	88	305, 400	324, 600	350, 200	391, 000					
	89	306, 200	325, 700	351, 500	391, 300					
	90	307, 000	327, 000	352, 700	391, 800					
	91	307, 800	328, 200	353, 900	392, 300					
	92	308, 500	329, 400	355, 200	392, 800					

	93	309,000	330,600	356,500	393,200					
	94	309,900	331,900	358,000	393,600					
	95	310,800	333,100	359,500	394,100					
	96	311,600	334,300	360,900	394,600					
	97	312,400	335,500	362,200	395,000					
	98	313,400	336,800	363,400	395,500					
	99	314,300	338,000	364,500	396,000					
	100	315,200	339,200	365,800	396,500					
	101	316,100	340,600	366,900	396,800					
	102	317,100	341,500	368,000	397,200					
	103	318,100	342,500	369,100	397,700					
	104	319,000	343,600	370,200	398,000					
	105	319,800	344,700	371,400	398,300					
	106	320,400	345,900	371,900	398,800					
	107	321,000	346,900	372,500	399,300					
	108	321,600	347,900	373,100	399,800					
	109	322,100	349,100	373,700	400,100					
	110	322,600	350,100	374,200	400,600					
	111	323,000	351,100	374,600	401,100					
	112	323,500	352,000	375,100	401,600					
	113	324,300	352,900	375,500	401,900					
	114	325,000	353,800	375,900	402,400					
	115	325,800	354,800	376,400	402,900					
	116	326,400	355,800	376,900	403,400					
	117	327,000	356,800	377,300	403,800					
	118	327,700	357,200	377,800	404,400					
	119	328,400	357,800	378,400	404,800					
	120	329,200	358,400	378,900	405,300					
	121	329,800	358,700	379,100	405,700					
	122	330,100	359,100	379,600						
	123	330,600	359,500	380,100						
	124	331,100	359,900	380,500						
	125	331,400	360,300	381,000						
	126		360,700	381,500						
	127		361,100	382,000						
	128		361,500	382,500						
	129		361,900	382,800						
	130		362,300	383,300						
	131		362,700	383,800						
	132		363,100	384,400						
	133		363,300	384,700						
	134		363,800	385,200						
	135		364,200	385,600						
	136		364,500	386,000						
	137		364,900	386,300						
	138		365,300	386,800						
	139		365,800	387,300						
	140		366,300	387,800						

	141		366,600	388,100						
	142		367,100							
	143		367,600							
	144		368,100							
	145		368,400							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		247,500	259,300	263,500	295,300	312,200	326,600	350,400	386,200	418,300

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第 2（第 3 条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,400	231,200	266,700	300,300	322,900	357,000	410,400	460,600	512,800
	2	185,500	232,700	267,700	301,800	324,700	358,700	412,300	466,200	519,700
	3	186,700	234,200	268,700	303,300	326,600	360,300	414,200	471,200	525,000
	4	187,900	235,700	269,700	304,700	328,300	361,900	416,000	475,900	529,300
	5	189,000	237,200	270,700	306,200	330,000	363,500	417,800	479,900	532,800
	6	190,700	238,700	271,700	307,300	331,700	365,400	419,600	483,500	536,100
	7	192,300	240,200	272,700	308,300	333,400	366,900	421,400	486,500	539,100
	8	193,900	241,700	273,700	309,500	335,100	368,500	423,200	489,000	541,600
	9	195,500	243,200	274,700	310,700	336,700	369,900	424,900	491,000	543,700
	10	197,200	244,600	275,700	312,300	338,400	371,500	426,400		
	11	198,800	246,000	276,700	313,900	340,100	373,100	427,900		
	12	200,400	247,500	277,800	315,500	341,700	374,600	429,400		
	13	202,000	248,700	278,800	317,000	343,200	376,500	430,900		
	14	203,700	249,900	280,100	318,600	344,800	378,400	432,200		
	15	205,400	251,100	281,400	320,200	346,500	380,300	433,500		
	16	207,200	252,300	282,600	321,800	348,000	382,100	434,700		
	17	208,500	253,400	283,900	323,300	349,400	383,600	435,900		
	18	210,100	254,500	285,200	325,000	351,100	385,500	437,200		
	19	211,700	255,600	286,500	326,700	352,700	387,200	438,500		
	20	213,200	256,700	287,700	328,300	354,300	388,800	439,700		
	21	214,700	257,700	288,800	329,700	355,500	390,500	440,900		
	22	216,300	258,700	290,000	331,400	357,000	391,900	441,700		
	23	217,900	259,700	291,300	333,100	358,500	393,300	442,500		
	24	219,500	260,700	292,600	334,700	360,000	394,700	443,300		
	25	221,100	261,700	293,900	335,900	361,700	396,100	444,000		
	26	222,800	262,600	294,900	337,800	363,500	397,300	444,600		
	27	224,100	263,500	295,900	339,500	365,300	398,500	445,200		
	28	225,400	264,400	297,000	341,100	367,000	399,500	445,800		
	29	226,800	265,200	298,100	342,600	368,400	400,600	446,500		
	30	227,900	266,000	299,300	344,200	369,700	401,800	447,300		
	31	229,000	266,900	300,400	345,900	370,900	402,900	447,700		
	32	230,100	267,700	301,600	347,500	372,300	404,100	448,400		
	33	231,200	268,400	302,800	349,200	373,400	404,800	448,900		
	34	232,300	269,200	304,100	351,000	374,300	405,500	449,300		
	35	233,400	270,000	305,400	352,800	375,300	406,200	449,700		
	36	234,500	270,700	306,800	354,600	376,400	406,900	450,100		
	37	235,600	271,400	308,100	356,100	377,200	407,500	450,500		
	38	236,600	272,200	309,400	357,500	378,100	408,100	450,900		
	39	237,600	273,000	310,700	358,900	379,000	408,600	451,300		
	40	238,500	273,700	312,000	360,300	379,800	409,000	451,600		
	41	239,400	274,400	313,300	361,800	380,600	409,400	451,900		
	42	240,300	275,200	314,600	362,600	381,400	409,600	452,300		
	43	241,100	276,000	315,900	363,600	382,200	409,900	452,600		
	44	241,900	276,700	317,000	364,700	382,900	410,200	452,900		

	45	242, 600	277, 400	317, 900	365, 600	383, 600	410, 500	453, 200		
	46	243, 200	278, 100	319, 200	366, 700	384, 400	410, 800			
	47	243, 800	278, 800	320, 500	367, 600	385, 100	411, 100			
	48	244, 400	279, 500	321, 800	368, 600	385, 800	411, 400			
	49	245, 000	280, 200	323, 000	369, 500	386, 300	411, 600			
	50	245, 600	280, 900	324, 300	370, 200	386, 900	411, 900			
	51	246, 200	281, 600	325, 600	370, 900	387, 500	412, 200			
	52	246, 800	282, 300	326, 800	371, 500	388, 200	412, 500			
	53	247, 300	282, 900	328, 100	371, 900	388, 600	412, 700			
	54	247, 700	283, 600	329, 200	372, 500	389, 200	413, 000			
	55	248, 000	284, 200	330, 300	373, 200	389, 800	413, 300			
	56	248, 300	284, 900	331, 400	373, 900	390, 300	413, 600			
	57	248, 600	285, 500	332, 100	374, 200	390, 700	413, 800			
	58	248, 900	286, 300	333, 000	374, 900	391, 300	414, 100			
	59	249, 200	286, 900	333, 700	375, 600	391, 900	414, 400			
	60	249, 500	287, 600	334, 500	376, 200	392, 400	414, 600			
	61	249, 800	288, 200	335, 300	376, 500	392, 800	414, 800			
	62	250, 100	288, 900	335, 700	377, 000	393, 300	415, 100			
	63	250, 400	289, 500	336, 300	377, 600	393, 800	415, 400			
	64	250, 700	290, 000	337, 000	378, 200	394, 400	415, 600			
	65	251, 000	290, 500	337, 800	378, 500	394, 700	415, 800			
	66	251, 300	291, 100	338, 500	379, 100	395, 100	416, 100			
	67	251, 600	291, 600	339, 200	379, 800	395, 500	416, 400			
	68	251, 900	292, 200	339, 800	380, 400	395, 900	416, 600			
	69	252, 200	292, 700	340, 300	380, 800	396, 200	416, 800			
	70	252, 500	293, 200	340, 900	381, 300	396, 500	417, 100			
	71	252, 800	293, 800	341, 400	381, 900	396, 800	417, 400			
	72	253, 100	294, 400	342, 000	382, 400	397, 000	417, 600			
	73	253, 400	294, 900	342, 300	382, 900	397, 200	417, 800			
	74	253, 700	295, 400	342, 800	383, 500	397, 500				
	75	254, 000	295, 800	343, 200	384, 000	397, 800				
	76	254, 300	296, 100	343, 600	384, 400	398, 000				
	77	254, 600	296, 300	344, 000	384, 800	398, 200				
	78	254, 900	296, 600	344, 500	385, 300	398, 500				
	79	255, 200	296, 800	345, 100	385, 700	398, 800				
	80	255, 500	297, 100	345, 600	386, 100	399, 000				
	81	255, 800	297, 300	345, 900	386, 500	399, 200				
	82	256, 100	297, 500	346, 300	387, 000	399, 500				
	83	256, 400	297, 800	346, 700	387, 400	399, 800				
	84	256, 700	298, 000	347, 100	387, 800	400, 000				
	85	257, 000	298, 300	347, 400	388, 100	400, 200				
	86	257, 300	298, 600	347, 800						
	87	257, 600	298, 900	348, 200						
	88	257, 900	299, 200	348, 600						
	89	258, 200	299, 500	348, 800						
	90	258, 500	299, 800	349, 200						
	91	258, 800	300, 100	349, 600						
	92	259, 100	300, 500	350, 000						

	93	259,400	300,700	350,200						
	94		300,900	350,600						
	95		301,200	351,000						
	96		301,600	351,300						
	97		301,800	351,600						
	98		302,100	352,000						
	99		302,500	352,400						
	100		302,900	352,800						
	101		303,100	353,300						
	102		303,400	353,700						
	103		303,700	354,100						
	104		304,000	354,500						
	105		304,200	355,000						
	106		304,500	355,400						
	107		304,800	355,700						
	108		305,100	356,000						
	109		305,300	356,500						
	110		305,800							
	111		306,200							
	112		306,500							
	113		306,700							
	114		306,900							
	115		307,200							
	116		307,600							
	117		307,800							
	118		308,000							
	119		308,300							
	120		308,600							
	121		309,000							
	122		309,200							
	123		309,500							
	124		309,800							
	125		310,100							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		193,000	220,600	261,300	281,100	296,400	322,200	364,500	398,200	450,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 3（第 3 条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	184,800	235,100	327,800	377,900	448,800
	2	185,900	239,400	329,800	379,300	458,700
	3	187,100	242,100	331,800	380,700	468,200
	4	188,300	244,800	333,800	382,100	478,100
	5	189,400	247,500	335,600	383,500	487,800
	6	191,500	249,100	337,600	385,000	497,600
	7	193,600	250,600	339,500	386,400	506,600
	8	195,700	252,100	341,400	387,800	514,500
	9	197,800	253,600	343,200	389,200	522,400
	10	199,800	255,700	344,800	390,700	529,500
	11	201,800	257,800	346,500	392,100	534,800
	12	203,800	259,800	348,100	393,500	539,300
	13	205,800	261,800	349,700	394,900	542,400
	14	207,800	264,100	350,700	396,400	544,400
	15	209,700	266,500	351,700	397,900	
	16	211,500	268,700	352,700	399,400	
	17	213,200	270,900	353,800	400,900	
	18	215,000	273,300	355,100	402,500	
	19	216,800	275,700	356,300	404,200	
	20	218,600	278,100	357,500	405,900	
	21	220,400	280,400	358,700	407,100	
	22	222,200	282,500	359,800	408,500	
	23	223,900	284,600	360,900	409,900	
	24	225,600	286,700	362,000	411,200	
	25	227,400	288,700	363,100	412,500	
	26	229,500	290,600	364,100	413,800	
	27	231,400	292,500	365,200	415,300	
	28	233,300	294,400	366,200	416,800	
	29	235,200	296,300	367,100	418,000	
	30	236,300	297,800	368,000	419,200	
	31	237,400	299,300	368,800	420,800	
	32	238,500	300,800	369,600	422,300	
	33	239,900	302,300	370,300	423,600	
	34	241,400	303,800	371,100	425,100	
	35	242,900	305,300	371,900	426,500	
	36	244,400	306,800	372,700	427,900	
	37	245,900	308,200	373,500	429,300	
	38	247,600	309,100	374,300	430,700	
	39	249,200	310,000	375,100	432,100	
	40	250,800	310,900	375,900	433,500	
	41	252,400	311,700	376,700	434,600	
	42	253,900	312,200	378,000	435,900	
	43	255,400	312,700	379,300	437,300	
	44	256,900	313,200	380,500	438,600	

45	258, 400	313, 700	381, 200	439, 400
46	259, 700	314, 200	382, 200	440, 200
47	260, 900	314, 700	383, 000	441, 100
48	262, 100	315, 200	383, 700	442, 000
49	263, 300	315, 600	384, 500	442, 800
50	264, 400	316, 100	385, 200	443, 700
51	265, 500	316, 600	385, 900	444, 300
52	266, 700	317, 100	386, 600	445, 100
53	267, 800	317, 500	387, 200	445, 500
54	268, 900	318, 000	387, 900	446, 100
55	269, 900	318, 400	388, 700	446, 600
56	270, 900	318, 800	389, 500	447, 100
57	271, 900	319, 200	390, 100	447, 600
58	272, 600	319, 600	390, 900	
59	273, 200	320, 000	391, 600	
60	273, 800	320, 400	392, 300	
61	274, 400	320, 800	392, 900	
62	275, 000	321, 400	393, 600	
63	275, 600	322, 000	394, 300	
64	276, 200	322, 600	395, 000	
65	276, 800	323, 100	395, 700	
66	277, 400	323, 700	396, 300	
67	278, 000	324, 300	396, 900	
68	278, 600	324, 900	397, 600	
69	279, 200	325, 500	398, 300	
70	279, 900	326, 100	398, 800	
71	280, 600	326, 700	399, 400	
72	281, 300	327, 300	400, 000	
73	281, 900	327, 800	400, 500	
74	282, 600	328, 500	401, 100	
75	283, 300	329, 200	401, 700	
76	284, 000	329, 900	402, 200	
77	284, 600	330, 600	402, 700	
78	285, 300	331, 300	403, 200	
79	286, 100	332, 000	403, 700	
80	286, 700	332, 700	404, 500	
81	287, 300	333, 400	404, 900	
82	288, 000	334, 200		
83	288, 700	334, 900		
84	289, 300	335, 500		
85	289, 900	336, 000		
86	290, 600	336, 500		
87	291, 300	336, 900		
88	291, 900	337, 300		
89	292, 500	337, 600		
90	293, 200	338, 100		
91	293, 900	338, 500		
92	294, 500	338, 900		

	93	295, 100	339, 200			
	94	295, 800	339, 600			
	95	296, 400	340, 000			
	96	297, 000	340, 400			
	97	297, 300	340, 900			
	98	297, 900	341, 400			
	99	298, 500	341, 900			
	100	299, 000	342, 400			
	101	299, 500	342, 900			
	102	299, 900	343, 400			
	103	300, 300	343, 900			
	104	300, 700	344, 400			
	105	301, 100	344, 800			
	106	301, 600	345, 300			
	107	302, 100	345, 800			
	108	302, 400	346, 200			
	109	302, 600	346, 700			
	110	303, 000	347, 100			
	111	303, 300	347, 500			
	112	303, 500	347, 900			
	113	303, 800	348, 400			
	114	304, 100	348, 800			
	115	304, 400	349, 200			
	116	304, 700	349, 600			
	117	305, 000	350, 100			
	118	305, 300	350, 500			
	119	305, 600	350, 900			
	120	305, 900	351, 300			
	121	306, 200	351, 700			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		222, 900	264, 900	290, 100	333, 100	392, 600

備考 この表は、刑事部科学捜査研究所に勤務する職員で公安委員会が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

別表第 4（第 3 条関係）

医 療 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	208,800	241,800	283,200	296,700	320,900	363,800
	2	210,700	244,000	283,700	297,300	321,900	365,600
	3	212,500	246,200	284,200	297,900	322,900	367,300
	4	214,200	248,500	284,700	298,400	323,900	369,000
	5	215,900	250,700	285,200	298,900	324,900	370,800
	6	217,800	251,700	285,700	299,500	326,200	372,800
	7	219,600	252,600	286,300	300,100	327,400	374,800
	8	221,300	253,500	286,800	300,600	328,600	376,800
	9	223,000	254,400	287,300	301,100	329,700	378,500
	10	225,000	255,600	287,800	301,700	330,900	380,600
	11	227,000	256,700	288,300	302,300	332,000	382,700
	12	228,900	257,600	288,800	302,800	333,100	384,800
	13	230,800	258,400	289,300	303,300	334,200	386,700
	14	232,800	259,100	289,800	304,000	335,400	388,300
	15	234,800	259,800	290,300	304,700	336,500	390,100
	16	236,800	260,700	290,800	305,400	337,600	391,900
	17	238,800	261,800	291,300	306,200	338,700	393,600
	18	240,800	262,900	291,800	307,100	339,900	395,300
	19	242,900	264,000	292,300	308,000	341,000	397,200
	20	244,900	265,100	292,800	308,900	342,100	398,900
	21	246,900	266,300	293,300	309,700	343,200	400,600
	22	248,100	267,400	293,800	310,600	344,400	402,300
	23	249,300	268,500	294,300	311,500	345,600	404,200
	24	250,400	269,600	294,800	312,400	346,700	405,900
	25	251,500	270,600	295,300	313,200	347,800	407,500
	26	252,400	271,700	295,900	314,100	349,100	409,200
	27	253,300	272,800	296,700	315,000	350,400	411,000
	28	254,200	273,800	297,500	315,900	351,700	412,800
	29	255,000	274,800	298,200	316,700	352,900	414,300
	30	255,800	275,500	299,000	317,800	354,400	415,800
	31	256,500	276,200	299,800	318,900	355,900	417,300
	32	257,200	276,900	300,600	320,000	357,400	418,600
	33	258,000	277,600	301,300	321,100	358,600	419,700
	34	258,800	278,200	302,100	322,200	360,100	420,800
	35	259,600	278,700	302,900	323,300	361,500	421,900
	36	260,300	279,200	303,600	324,400	362,900	423,100
	37	261,000	279,700	304,400	325,600	364,300	424,500
	38	261,900	280,300	305,200	326,800	365,400	425,600
	39	262,800	280,800	306,100	327,900	366,800	426,800
	40	263,600	281,300	306,900	329,000	368,100	427,900
	41	264,400	281,700	307,600	329,800	369,400	429,100
	42	265,300	282,200	308,600	330,900	370,800	430,100
	43	266,200	282,700	309,600	332,000	372,100	431,200
	44	267,000	283,200	310,500	333,000	373,400	432,300

45	267, 800	283, 700	311, 400	334, 000	374, 900	433, 300
46	268, 500	284, 200	312, 400	335, 000	376, 100	433, 800
47	269, 200	284, 700	313, 400	336, 000	377, 200	434, 400
48	269, 800	285, 200	314, 300	337, 000	378, 400	434, 800
49	270, 400	285, 700	315, 200	338, 200	379, 500	435, 400
50	270, 900	286, 300	316, 200	339, 500	380, 400	435, 900
51	271, 400	286, 800	317, 200	340, 700	381, 400	436, 300
52	271, 800	287, 300	318, 200	341, 900	382, 300	436, 800
53	272, 200	287, 800	319, 000	342, 800	382, 900	437, 300
54	272, 700	288, 300	320, 000	344, 000	383, 700	437, 700
55	273, 200	288, 800	321, 000	345, 200	384, 600	438, 000
56	273, 600	289, 300	321, 900	346, 500	385, 400	438, 300
57	274, 000	289, 800	322, 800	347, 500	386, 100	438, 700
58	274, 400	290, 600	323, 800	348, 400	386, 800	
59	274, 800	291, 400	324, 800	349, 500	387, 500	
60	275, 200	292, 100	325, 800	350, 700	388, 100	
61	275, 600	292, 800	326, 700	351, 800	388, 700	
62	276, 000	293, 700	327, 900	353, 000	389, 300	
63	276, 400	294, 600	329, 100	354, 200	390, 000	
64	276, 800	295, 400	330, 300	355, 200	390, 600	
65	277, 200	296, 200	331, 000	356, 200	391, 300	
66	277, 600	297, 100	332, 100	357, 200	391, 800	
67	278, 000	297, 900	333, 200	358, 300	392, 400	
68	278, 400	298, 700	334, 100	359, 400	392, 900	
69	278, 800	299, 500	335, 200	360, 200	393, 300	
70	279, 300	300, 400	335, 900	361, 300	393, 900	
71	279, 800	301, 300	337, 000	362, 400	394, 400	
72	280, 200	302, 200	338, 100	363, 400	394, 700	
73	280, 600	303, 100	339, 200	364, 100	395, 000	
74	281, 200	304, 000	340, 400	365, 000	395, 500	
75	281, 800	304, 900	341, 500	365, 800	395, 900	
76	282, 300	305, 900	342, 600	366, 500	396, 200	
77	282, 800	306, 700	343, 700	367, 100	396, 500	
78	283, 400	307, 700	344, 800	367, 600	397, 000	
79	284, 000	308, 700	345, 900	368, 100	397, 500	
80	284, 500	309, 600	347, 000	368, 600	397, 900	
81	285, 000	310, 100	347, 900	369, 200	398, 200	
82	285, 500	311, 000	348, 900	369, 700	398, 600	
83	286, 100	311, 900	349, 800	370, 200	399, 100	
84	286, 600	312, 700	350, 800	370, 700	399, 500	
85	287, 100	313, 500	351, 700	371, 100	399, 900	
86	287, 600	314, 500	352, 500	371, 500		
87	288, 100	315, 500	353, 300	372, 100		
88	288, 600	316, 500	354, 100	372, 600		
89	289, 100	317, 400	354, 700	372, 900		
90	289, 600	318, 500	355, 300	373, 400		
91	290, 100	319, 500	355, 900	373, 800		
92	290, 600	320, 500	356, 500	374, 100		

	93	291, 100	321, 300	356, 900	374, 700		
	94	291, 700	322, 000	357, 300	375, 200		
	95	292, 300	322, 700	357, 800	375, 700		
	96	292, 900	323, 300	358, 200	376, 200		
	97	293, 500	323, 800	358, 700	376, 800		
	98	294, 000	324, 100	359, 100	377, 300		
	99	294, 500	324, 700	359, 600	377, 800		
	100	295, 000	325, 400	360, 000	378, 200		
	101	295, 500	325, 800	360, 300	378, 800		
	102	296, 000	326, 400	360, 800	379, 300		
	103	296, 500	327, 000	361, 200	379, 800		
	104	296, 900	327, 500	361, 500	380, 300		
	105	297, 300	327, 900	361, 900	380, 900		
	106	297, 800	328, 400	362, 400	381, 300		
	107	298, 300	328, 900	362, 900	381, 800		
	108	298, 600	329, 400	363, 400	382, 300		
	109	298, 800	329, 800	363, 900	382, 900		
	110	299, 100	330, 200	364, 400			
	111	299, 300	330, 500	365, 000			
	112	299, 600	330, 800	365, 400			
	113	299, 900	331, 100	365, 800			
	114	300, 100	331, 500	366, 200			
	115	300, 400	331, 800	366, 700			
	116	300, 600	332, 100	367, 200			
	117	300, 900	332, 300	367, 600			
	118	301, 200	332, 600	368, 100			
	119	301, 500	332, 900	368, 600			
	120	301, 800	333, 100	369, 100			
	121	302, 100	333, 300	369, 400			
	122	302, 500	333, 600				
	123	302, 800	333, 900				
	124	303, 100	334, 200				
	125	303, 300	334, 400				
	126	303, 500	334, 700				
	127	303, 800	335, 100				
	128	304, 200	335, 300				
	129	304, 400	335, 500				
	130	304, 700	335, 700				
	131	305, 100	336, 100				
	132	305, 600	336, 300				
	133	305, 800	336, 600				
	134	306, 100	337, 000				
	135	306, 400	337, 400				
	136	306, 700	337, 800				
	137	306, 900	338, 100				
	138	307, 200	338, 500				
	139	307, 500	338, 900				
	140	307, 800	339, 300				

	141	308,000	339,600				
	142	308,400	340,000				
	143	308,800	340,300				
	144	309,100	340,700				
	145	309,300	341,000				
	146	309,500	341,400				
	147	309,800	341,800				
	148	310,200	342,200				
	149	310,400	342,500				
	150	310,600	342,900				
	151	310,900	343,300				
	152	311,200	343,700				
	153	311,600	344,000				
	154	311,800					
	155	312,000					
	156	312,300					
	157	312,600					
	158	312,900					
	159	313,200					
	160	313,500					
	161	313,900					
	162	314,200					
	163	314,500					
	164	314,800					
	165	315,200					
	166	315,500					
	167	315,800					
	168	316,100					
	169	316,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		240,900	261,500	268,900	279,300	295,800	333,600

備考 この表は、警務部厚生課に勤務する保健師に適用する。

別表第 5（第 3 条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	208,400	219,900	277,400	320,800	367,500	410,600
	2	210,100	223,100	279,200	321,900	369,200	412,700
	3	211,800	226,300	280,900	323,000	370,900	414,800
	4	213,400	229,600	282,600	324,000	372,600	416,900
	5	214,900	232,800	284,300	325,000	374,100	418,900
	6	217,600	235,900	285,900	326,500	375,800	420,300
	7	220,300	239,000	287,300	328,100	377,500	421,700
	8	222,900	242,000	288,800	329,700	379,100	423,100
	9	225,500	245,000	290,300	331,600	380,700	424,600
	10	227,800	248,000	291,800	333,200	382,200	425,900
	11	229,900	250,800	293,200	334,800	383,700	427,200
	12	232,000	253,600	294,600	336,400	385,300	428,400
	13	234,100	256,400	296,000	338,100	386,800	429,600
	14	235,900	259,300	297,400	339,700	388,200	430,800
	15	237,700	262,100	298,800	341,300	389,500	432,000
	16	239,300	264,700	300,200	342,900	390,800	433,100
	17	240,800	267,400	301,600	344,400	392,300	434,100
	18	242,400	268,800	303,000	345,300	393,900	435,200
	19	244,000	270,200	304,300	346,100	395,500	436,300
	20	245,500	271,600	305,700	346,900	397,100	437,400
	21	247,100	273,000	307,000	347,700	398,700	438,400
	22	248,400	274,200	307,800	348,500	400,200	439,300
	23	249,600	275,400	308,600	349,300	401,600	440,200
	24	250,800	276,500	309,300	350,100	403,000	441,100
	25	251,900	277,600	310,000	350,900	404,500	442,000
	26	253,000	278,200	310,700	351,700	405,800	442,900
	27	254,100	278,700	311,400	352,500	407,000	443,900
	28	255,100	279,200	312,100	353,300	408,200	444,700
	29	256,100	279,700	312,800	354,000	409,400	445,100
	30	257,000	280,100	313,400	354,800	410,500	445,700
	31	257,900	280,500	314,000	355,600	411,500	446,300
	32	258,700	280,900	314,600	356,300	412,500	446,900
	33	259,500	281,300	315,200	357,000	413,000	447,400
	34	260,300	281,700	315,800	357,700	413,900	447,700
	35	261,100	282,100	316,400	358,400	414,800	448,200
	36	261,800	282,400	316,900	359,100	415,700	448,600
	37	262,500	282,700	317,400	359,800	416,600	448,900
	38	263,200	283,000	317,900	360,500	417,500	449,500
	39	263,900	283,300	318,400	361,100	418,400	450,100
	40	264,500	283,600	318,800	361,800	419,300	450,700
	41	265,100	283,900	319,200	362,600	420,100	451,300
	42	265,700	284,200	319,600	363,400	421,000	452,000
	43	266,400	284,500	320,000	364,100	421,900	452,600
	44	267,000	284,800	320,400	364,900	422,600	453,200

45	267, 600	285, 100	320, 800	365, 600	422, 800	453, 500
46	268, 200	285, 400	321, 200	366, 400	423, 200	454, 200
47	268, 800	285, 700	321, 600	367, 200	423, 600	454, 900
48	269, 400	286, 100	322, 000	368, 000	424, 000	455, 600
49	270, 000	286, 400	322, 400	368, 800	424, 300	456, 000
50	270, 600	286, 700	322, 800	369, 800	424, 500	456, 300
51	271, 200	287, 000	323, 200	370, 700	424, 900	456, 600
52	271, 800	287, 200	323, 500	371, 400	425, 300	456, 800
53	272, 300	287, 400	323, 800	372, 000	425, 600	457, 000
54	272, 800	287, 700	324, 100	372, 900	426, 100	457, 200
55	273, 300	288, 000	324, 400	373, 800	426, 700	457, 500
56	273, 800	288, 200	324, 700	374, 600	427, 200	457, 800
57	274, 300	288, 400	325, 000	375, 100	427, 800	458, 000
58	274, 800	288, 700	325, 400	375, 500	428, 400	458, 300
59	275, 300	289, 000	325, 700	375, 800	428, 900	458, 600
60	275, 700	289, 200	325, 900	376, 100	429, 400	458, 800
61	276, 100	289, 400	326, 100	376, 400	430, 000	459, 000
62	276, 400	289, 700	326, 400	376, 800	430, 500	
63	276, 700	290, 000	326, 700	377, 100	431, 100	
64	276, 900	290, 200	326, 900	377, 400	431, 700	
65	277, 100	290, 400	327, 100	377, 600	432, 200	
66	277, 400	290, 600	327, 400	377, 900	432, 800	
67	277, 700	290, 800	327, 700	378, 200	433, 300	
68	277, 900	291, 100	327, 900	378, 500	433, 900	
69	278, 100	291, 400	328, 100	378, 800	434, 400	
70	278, 400			379, 000	434, 900	
71	278, 600			379, 400	435, 500	
72	278, 800			379, 700	436, 100	
73	279, 100			380, 000	436, 400	
74				380, 500	437, 000	
75				381, 000	437, 600	
76				381, 400	438, 100	
77				381, 800	438, 500	
78				382, 200	439, 000	
79				382, 700	439, 700	
80				383, 200	440, 400	
81				383, 600	440, 600	
82				384, 100		
83				384, 600		
84				385, 000		
85				385, 500		
86				386, 000		
87				386, 500		
88				387, 000		
89				387, 300		
90				387, 700		
91				388, 000		
92				388, 400		

	93				388,900		
	94				389,200		
	95				389,700		
	96				390,100		
	97				390,700		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		220,500	226,200	256,400	286,400	327,900	356,900

備考 この表は、警察本部長が指定する船舶に乗り組む船長，航海士，機関長及び機関士に適用する。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正）

第 2 条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 20 条中「から第 10 条まで、第 10 条の 3、第 10 条の 5、第 13 条及び第 13 条の 2」を「及び第 9 条」に、「第 7 条の 2、第 8 条の 2 及び第 8 条の 3」を「及び第 7 条の 2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 から別表第 5 までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び警察本部長が人事委員会と協議して定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、警察本部長が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

4 切替日以後に新たに給与条例第 4 条第 9 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例附則第 20 条の規定によりその例によることとされている附則第 7 条に規定する暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第 8 条の 3 の規定は、切替日以後に同条第 1 項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する警察公署の移転があった再任用職員について適用する。

（委任）

5 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が人事委員会と協議して定める。

附則別表（附則第 2 項関係）

号 給 の 切 替 表

ア 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	

56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					

116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		

58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

ウ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10

58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

エ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45

58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			

118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

オ 海事職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	1 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	1	1
7	1	3	1	1
8	1	4	1	1
9	1	5	1	1
10	1	6	2	1
11	1	7	3	1
12	1	8	4	1
13	1	9	5	1
14	2	10	6	2
15	3	11	7	3
16	4	12	8	4
17	5	13	9	5
18	6	14	10	6
19	7	15	11	7
20	8	16	12	8
21	9	17	13	9
22	10	18	14	10
23	11	19	15	11
24	12	20	16	12
25	13	21	17	13
26	14	22	18	14
27	15	23	19	15
28	16	24	20	16
29	17	25	21	17
30	18	26	22	18
31	19	27	23	19
32	20	28	24	20
33	21	29	25	21
34	22	30	26	22
35	23	31	27	23
36	24	32	28	24
37	25	33	29	25
38	26	34	30	26
39	27	35	31	27
40	28	36	32	28
41	29	37	33	29
42	30	38	34	30
43	31	39	35	31
44	32	40	36	32
45	33	41	37	33
46	34	42	38	34
47	35	43	39	35
48	36	44	40	36
49	37	45	41	37
50	38	46	42	38
51	39	47	43	39
52	40	48	44	40
53	41	49	45	41
54	42	50	46	42
55	43	51	47	43
56	44	52	48	44
57	45	53	49	45

58	46	54	50	46
59	47	55	51	47
60	48	56	52	48
61	49	57	53	49
62	50	58	54	50
63	51	59	55	51
64	52	60	56	52
65	53	61	57	53
66	54	62	58	54
67	55	63	59	55
68	56	64	60	56
69	57	65	61	57
70	58	66	62	58
71	59	67	63	59
72	60	68	64	60
73	61	69	65	61
74	62	70	66	
75	63	71	67	
76	64	72	68	
77	65	73	69	
78	66	74	70	
79	67	75	71	
80	68	76	72	
81	69	77	73	
82	70	78	74	
83	71	79	75	
84	72	80	76	
85	73	81	77	
86		82	78	
87		83	79	
88		84	80	
89		85	81	
90		86		
91		87		
92		88		
93		89		
94		90		
95		91		
96		92		
97		93		
98		94		
99		95		
100		96		
101		97		

.....

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第36号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項中「消化器外科」の次に「，小児外

科」を加え、同表県立大島病院の項中「神経内科，外科」を「脳神経内科，人工透析内科，外科，呼吸器外科」に改め、「耳鼻咽喉科」の次に「，リハビリテーション科」を加え、同表県立北薩病院の項中「神経内科」を「脳神経内科」に、「150床」を「110床」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項の改正規定、同表県立大島病院の項の改正規定及び同表県立北薩病院の項の改正規定（「神経内科」を「脳神経内科」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 37 号

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 45 年鹿児島県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「，特定任期付職員業績手当」を削る。

第 6 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 9 条の 2 第 1 項本文中「配偶者」の次に「（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 16 条の 2 を削る。

第 18 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「，第 13 条第 2 項及び第 16 条」を「及び第 13 条第 2 項」に、「特定任期付職員」を「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 2 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員及び」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

第 5 条、第 6 条、第 9 条の 2 及び前条の規定は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員には適用しない。

（鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年鹿児島県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「，特定任期付職員業績手当」を削る。

第 7 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰

り上げる。

第 9 条第 3 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 21 条を次のように改める。

第 21 条 削除

第 27 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「，第 16 条第 2 項及び第 20 条」を「及び第 16 条第 2 項」に，「特定任期付職員」を「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 2 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」に改め，同項を同条第 4 項とし，同条第 2 項を同条第 3 項とし，同条第 1 項中「地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員及び」を削り，同項を同条第 2 項とし，同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

第 6 条，第 7 条，第 11 条及び第 22 条の規定は，地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員には適用しない。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正）

第 3 条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「，第 8 条の 2」を削る。

附則第 3 項中「から第 9 条まで」を「，第 7 条」に改め，「，第 13 条」を削る。

附 則

この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条（次号に掲げる改正規定を除く。），第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第 3 条の規定 令和 7 年 4 月 1 日
- (2) 第 1 条中鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条第 2 項及び第 9 条の 2 第 1 項本文の改正規定並びに第 2 条中鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 7 条第 2 項及び第 9 条第 3 号の改正規定 令和 9 年 4 月 1 日